

第12回 宪法と平和を考えるつどい

日本国憲法と安保条約

— 戦後40年の歴史の中で考える —

講師：飯田 泰雄 先生（鹿児島大学助教授）

1985年5月3日(金) P.M. 2:00 - 4:00

宮崎市総合体育館大会議室 (宮崎市浄土江町109)
Tel. 0985-29-5603

参加費：300円

バス⑧番線(青葉町行)
「文化の森」下車

宮崎市総合体育館所在地案内図



記録映画 16ミリ：26分

「戦場め童」

いくさ ば

わらび



記録映画「戦場め童」は映画を作ることで沖縄の戦後史を県民とともに歩みつづけてきた同製作委員会が、沖縄戦40周年を記念して昨年の春から取り組んで制作した映画です。この映画は子どもの頃地獄の戦場をさまよつた人々の生々しい証言とともに、沖縄戦の実態を子どもにまとめてしほって描いています。また、ガマにいまなお残る累々たる白骨、その上に傲然と居る米軍基地、自衛隊基地など四〇年にわたる深い傷痕を描いています。

戦争とはどんなものだったのかを、戦争を知らない世代に知らせたい、戦争をおこしてはいけないと、この作品は訴えています。

なおこの映画は、沖縄戦記録フィルム一ファート運動の会、沖縄県立平和祈念資料館や、戦争を体験した多くの県民のみなさんの協力で完成したのです。

主催：日本科学者会議宮崎支部・宮崎民主法律家協会

連絡先：宮崎中央法律事務所 (Tel. 0985-24-8820)

第12回 寪法と平和を考えるつどい

「日本国憲法と安保条約

—戦後40年の歴史の中で考える—

講師：飯田 泰雄 先生（鹿児島大学助教授）

記録映画 16ミリ：26分

「戦場ぬ童」

いくさ ば わらび



1985年5月3日(金)

P.m. 2:00 - 4:00

宮崎市総合体育館大会議室

主催：日本科学者会議宮崎支部・宮崎民主法律家協会

資料集もくじ

1. カイロ宣言(1943.11.27) ······ 1
2. 国際連合憲章(1945.6.26) (抄) ······ 1
3. ポツダム宣言(1945.7.26) ······ 4
4. 平和条約(1951.9.8) (抄) ······ 5
5. 旧安保条約(1951.9.8) ······ 6
6. M.S.A.協定(1954.3.8) ······ 7
7. 現行安保条約・交換公文(1960.1.19) ······ 10
8. 米軍地位協定(1960.1.19) ······ 15
9. 日韓基本関係条約(1965.6.22) (抄) ······ 28
10. 日米共同声明(1969.11.21) ······ 28
11. 沖縄返還協定(1971.6.17) ······ 31
12. 日米防衛協力のための指針(1978.11.27) ······ 33
13. 日本国憲法前文・第9条 ······ 37
14. 鈴木・レーガン共同声明 ······ 38
15. 極東の範囲、ソビエト海軍主要基地 ······ 39
16. 日本の米軍核基地 ······ 40
17. 日本の中のC³I基地，在日米軍の幹線通信網 ······ 41
18. 米核艦船寄港，59中業(自衛隊) ······ 42
19. 「戦場ぬ童」 ······ 43
20. 自民党「国家機密防止法案(草案)」 ······ 44

日本国憲法と安保条約

—戦後40年の歴史の中で考える—

レ デュメ

飯田 泰雄 先生(鹿大)

1. 核戦争の危機の下の日本

—ヒロシマ・ナガサキから40年目の日本の状況—

- i) 火薬庫の上に生存する人類
- ii) 核戦争の基地としての日本

2. 日本国憲法の平和主義

- i) 降伏と占領 — 原爆投下の意味
- ii) 日本国憲法の制定
- iii) 憲法9条の平和主義

3. 安保条約の歴史

- i) サンフランシスコ平和条約と旧安保条約
- ii) 1960年安保条約
- iii) 沖縄返還協定と安保条約の変更
- iv) ガイドラインと80年安保
- v) 鈴木・レーガン共同声明
- vi) 不沈空母・四海峡封鎖・シーレーン防衛

4. 日本国憲法と安保条約

- i) 憲法と安保の相克
- ii) 革新政党のリトマス試験紙としての安保

1 カイロ宣言

一九四三・一一・二七署名

ローズヴェルト大統領、蒋介石総統及び
チャーチル総理大臣は、各自の軍事及び外
交顧問とともに北アフリカで会議を終了
し、次の一般的声明を発した。

「各軍事使節は、日本国に対する将来の軍
事行動を協定した。」

三大同盟国は、海路、陸路及び空路によ
つて野蛮な敵國に仮借のない圧力を加える
決意を表明した。この圧力は、既に増大し
つつある。

三大同盟国は、日本国の侵略を制止し罰
するため、今次の戦争を行っている。

同盟国は、自國のためには利得も求め
ず、また領土拡張の念も有しない。

同盟国の目的は、一九一四年の第一次世
界戦争の開始以後に日本国が奪取し又は占
領した太平洋におけるすべての島を日本国
からはく奪うこと、並びに満州、台湾及
び澎湖島のような日本国が清国人から盗取
したすべての地域を中華民国に返還するこ
とにある。

日本国は、また、暴力及び強欲により日
本国が略取した他のすべての地域から駆逐
される。

前記の三大国は、朝鮮の人民の奴隸状態
に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものに
する決意を有する。

以上の目的で、三同盟国は、同盟諸国中
の日本国と交戦中の諸国と協調し、日本国
の無条件降伏をもたらすのに必要な重大で
長期間の行動を続行する。」

2 國際連合憲章（抄）

署名 一九四五年六月二六日

効力発生 一九四五年一〇月二四日

目的及び原則

第一条（目的） 國際連合の目的は、次のとおりである。

1 國際の平和及び安全を維持すること。そのために、平和に
対する脅威の防止及び除去と侵略行為その他の平和の破壊の
鎮止とのため有効な集団的措置をとること並びに平和を破壊
するに至る虞のある國際的紛争又は事態の調整又は解決を
平和的手段によって且つ正義及び國際法の原則に従つて実現
すること。

2 人民の同権及び自決の原則の尊重に基盤をおく諸國間の友
好関係を發展させること並びに世界平和を強化するために他
の諸國との合作をとること。

3 經済的、社会的、文化的又は人道的性質を有する國際問題
を解決することについて、並びに人種、性、言語又は宗教に
よる差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重
するよう助長奨励することについて、國際協力を造成する
こと。

4 これらの共通の目的の達成に当つて諸國の行動を調和する
ための中心となること。

第二条（原則） この機構及びその加盟国は、第一条に掲げる目
的を達成するに当つては、次の原則に従つて行動しなければ
ならない。

1 二つ並んで、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基
礎をおいている。

2 すべての加盟国は、加盟国の地位から生ずる権利及び利益
を加盟国のすべてに保障するために、この憲章に従つて負
っている義務を誠実に履行しなければならない。

安全保障理事会

第二十四条（平和と安全の維持） 1 國際連合の迅速且つ有効な
行動を確保するために、加盟国は、合同の國際的強制
措置内にある事項に干渉する権限を國際連合に与えるもので
はない。また、その事項をこの憲章に基く解決に付託するこ
とを加盟国に要求するものもない。但し、この原則は、第
七章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。

2 前記の規定を除くに当つては、安全保障理事会は、國際連
合のため国内空軍團當部隊を直ちに利用に供することができる
よう保持しなければならない。これらの當部隊の數
量及び出動準備程度並びにその合同行動の計画は、第四十三条
に掲げる又は二以上の特別協定の定める範囲内で、軍事委
員会の援助を得て安全保障理事会が決定する。

第三十四条（軍事的措置） 安全保障理事会は、第四一条に定める
措置では不充分であらうと認め、又は不充分なことが判明し
たと認めるときは、國際の平和及び安全の維持又は回復に必
要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとることができる。この行
動は、國際連合加盟国は、安全保障理事会の要請
に基き且つ二以上の特別協定に従つて、國際の平和及
び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会
に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が
含まれる。

第三十五条（特別協定） 1 國際の平和及び安全の維持に貢献す
るため、すべての國際連合加盟国は、安全保障理事会の要請
に基き且つ二以上の特別協定に従つて、國際の平和及
び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会
に提供する。この協定は、安全保障理事会の登録によ
つて、署名国によって各自の憲法上の手続に従つて批准され
なければならない。

2 前記の協定は、兵力の数及び種類、その出動準備程度及び
一般的配備並びに提供されるべき便益及び援助の性質を規定
する。

3 前記の協定は、安全保障理事会の登録によつて、なるべく
すみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国
との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且
つ、署名国によって各自の憲法上の手續に従つて批准され
なければならない。

4 軍事委員会は、安全保障理事会の許可を得て、且つ、
適當地域的機関と協議した後に、地域的小委員会を設ける
ことができる。

第五十条（兵効力の使用） 安全保障理事会は、平和に
より勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会
は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従つように関係當
事者に要請ができる。この暫定措置は、関係當事者
の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理
事会は、関係當事者がこの暫定措置に従わなかつたときは、
そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

3 すべての加盟国は、その國際紛争を平和的手段によつて國
際の平和及び安全並びに正義を危くしないよう解决しなけ
ればならない。

4 すべての加盟国は、その國際關係において、武力による威
嚇又は武力の行使をいかなる國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

5 すべての加盟国は、國際連合加盟国でない國が、國際の平和及び
安全の維持に必要な限り、これらの原則に従つて行動するこ
とを確保しなければならない。

6 この機構は、國際連合加盟国でない國が、國際の平和及び
安全の維持に必要な限り、これらの原則に従つて行動するこ
とを確保しなければならない。

7 この憲章のいかなる規定も、本質上いづれかの國の國內管
理権内にある事項に干渉する権限を國際連合に与えるもので
はない。また、その事項をこの憲章に基く解決に付託するこ
とを加盟国に要求するものもない。但し、この原則は、第
七章に基く強制措置の適用を妨げるものではない。

8 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

9 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

10 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

11 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

12 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

13 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

14 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

15 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

16 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

17 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

18 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

19 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

20 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

21 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

22 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

23 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

24 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

25 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

26 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

27 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

28 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

29 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

30 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

31 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

32 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

33 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

34 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

35 すべての加盟国は、その國の領土保全又は政治的独立
に対するものも、また、國際連合の目的と丂立しない他のい
かなる方法によるものも慎まなければならぬ。

第四八条（決定の履行）一 國際の平和及び安全の維持のため

の安全保障理事会の決定を履行するに必要な行動は、安全保障理事会が定めるところに従つて國際連合加盟国の全部又は一部によつてとられる。

2 前記の決定は、國際連合加盟国によつて直接に、また、國際連合加盟国が参加している適当な國機関におけるこの加盟国の行動によつて履行される。

第四九条（相互の援助）國際連合加盟国は、安全保障理事会が決定した措置を履行するに當つて、共同して相互援助を与えなければならない。

第五〇条（經濟問題についての協議）安全保障理事会がある國に対して防止措置又は強制措置をとつたときは、他の國でこの措置の履行から生ずる特別の經濟問題に自國が當面したと認めるものは、國際連合加盟国であるかどうか問わらず、この問題の解決について安全保障理事会と協議する権利を有する。

第五一条（個別の、集團的自衛権）この憲章のいかなる規定も、國際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が國際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別の又は集團的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に當つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が國際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもとるこの憲章に基く權能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

この自衛権の行使に當つて加盟国がとつた措置は、

3 ボツダム宣言

一九四五年七月二六

1 吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」國総理大臣ハ吾等ノ數億ノ國民ヲ代表シ協議ノ上日本國ニ對シ今次ノ戰争ヲ終結スルノ機會ヲ与アルコトニ意見一致セリ

2 合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自國ノ陸軍及空軍ニ依ル數倍ノ増強ヲ受ケ日本國ニ對シ最後の打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本國ガ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同國ニ對シ戰争ヲ遂行スルノ一切ノ聯合國ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

3 漸起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ對スル「ドイツ」國ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本國國民ニ對スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本國ニ對シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチズ」ニ對シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」國人民ノ土地、產業及生活様式ヲ必然的ニ荒廃ニ帰セシメタル力ニ比シ測リ知レザル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラレル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本國隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スベシク又同様必然的ニ日本國本土ノ完全ナル破壊ア意味スベシ

4 無分別ナル打算ニ依リ日本帝國ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儕ナル軍國主義的助言者ニ依リ日本國ガ引続キ統御セラルベキ又ハ理性ノ経路ヲ日本國ガ履ムベキカヲ日本國ガ決定スベキ時期ハ到来セリ

5 吾等ノ条件ハ左ノ如シ

非自治地域に関する宣言

つてない、地域の施政を行う責任を有し、又は引き受ける國際連合加盟国は、この地域の住民の利益が至上のものであるという原則を承認し、且つ、この地域の住民の福祉をこの憲章の確立する國際の平和及び安全の制度内で最高度まで増進する義務並びにそのために次のことを行う義務を神聖な信託として受諾する。

a 國際人民の文化を充分に尊重して、この人民の政治的、經濟的、社会的及び教育的進歩、公正な待遇並びに虐待から保護を確保すること。

b 各地域及びその人民の特殊事情並びに人民の進歩の異なる段階に応じて、自治を促進させ、人民の政治的願望に妥当な考慮を払い、且つ、人民の自由な政治制度の漸進的發達について人民を援助すること。

c 國際の平和及び安全を増進すること。

d 本条に掲げる社會的、經濟的及び科學的目的を實際に達成するために、建設的な發展措置を促進し、研究を奨励し、且つ、相互に及び適當な場合には専門團體と協力すること。

e 第二章及び第一三章の適用を受ける地域を除く外、前記の加盟國がそれぞれ責任を負う地域における經濟的、社會的及び教育的狀態に關する専門的性質の統計その他の資料を、安全保障及び憲法上の考慮から必要な制限に従うことを條件として、情報用として事務総長に定期的に送付すること。

國際信託統治制度

第五七条（信託統治制度の設定）國際連合は、その構成の下に、國際信託統治制度を設ける。この制度は、今後の個別約定

によってこの制度の下におかれる地域の施政及び監督を目的とする。この地域は、以下信託統治地域といふ。

第七六条（基本目的）信託統治制度の基本目的は、この憲章の第一条に掲げる國際連合の目的に従つて、次のとおりとする。

a 国際の平和及び安全を増進すること。

b 信託統治地域の住民の政治的、經濟的、社会的及び教育的進歩を促進すること。各地域及びその人民の特殊事情並びに國際人民が自由に表明する願望に適合するよう、且つ、各信託統治協定の條項が規定するところに従つて、自

治又は獨立に向つての住民の漸進的發達を促進すること。

c 人種、性、言語又は宗教による差別なくすべての者のたまに關係人民が自由に生存するよきに奨励し、且つ、世界の人民の相互依存の認識を助長すること。

d 前記の目的の達成を妨げることなく、且つ、第八〇条の規定を留保して、すべての國際連合加盟国及びその國民のため社会的、經濟的及び商業的事項について平等の待遇を確保し、また、その國民のために司法上で平等の待遇を認めること。

第七七条（信託統治地域）一 信託統治制度は、次の種類の地域で信託統治協定によつてこの制度の下におかれるものに適用する。

a 現に委任統治の下にある地域

b 第二次世界戰争の結果として敵國から分離される地域

c 施政について責任を負う國によつて自發的にこの制度の下におかれる地域

2 前記の種類のうちのいずれの地域かいかなる条件で信託統治制度の下におかれるかについては、今後の協定で定める。

第七八条（加盟國となつた地域）國際連合加盟國の間の關係は、主權平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟國となつた地域には適用しない。

吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルベシ
右ニ代ル条件存在セズ
吾等ハ選延ヲ認ムルヲ得ズ
6 吾等ハ無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ
驅逐セラルニ至ル迄ハ平和及安全及正義ノ
新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナ
ルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界
征服ノ學ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者
ノ權力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベ
ラズ
7 右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本國
ノ戰争遂行能力が破碎セラレタルコトノ確
証アルニ至ル迄ハ聯合國ノ指定スペキ日本
ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ和平的傾向ヲ
ノ参加ヲ許サルベシ
12 前記諸目的ガ達成セラレ且日本國國民
ノ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルニ於テ
ハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セ
ラルベシ
13 吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊
ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同
政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供
センコトヲ同政府ニ對シ要求ス
右以外ノ日本國ノ選択ハ迅速且完全ナル壊
滅アルノミトス

8 「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベ
ク又日本國ノ主權ハ本州、北海道、九州及
四國並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラ
ルベシ

9 日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラルベ
シ又日本人ヲ民族トシテ奴隸化ゼン
タル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生產的
ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルベシ

10 吾等ハ日本人ヲ民族トシテ滅亡セシメントスルノ
トシ又ハ國民トシテ滅亡セシメントスルノ
意圖ヲ有スルモノニ非ザルモ吾等ノ俘虜ヲ
虐待セル者ヲ含ム一切ノ戰争犯罪人ニ對シ
テハ嚴重ナル处罚ヲ加ヘラルベシ日本國政
府ハ日本國國民ノ間ニ於ケル民主主義的權
利ノ尊重ハ確立セラルベシ

11 日本国ハ其ノ經濟ヲ支持シ且公正ナル
實物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルガ如キ產
業ヲ維持スルコトヲ許サルベシ但シ日本國

5 吾等ノ条件ハ左ノ如シ

6 吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルベシ
右ニ代ル条件存在セズ
吾等ハ選延ヲ認ムルヲ得ズ
6 吾等ハ無責任ナル軍國主義ガ世界ヨリ
驅逐セラルニ至ル迄ハ平和及安全及正義ノ
新秩序ガ生ジ得ザルコトヲ主張スルモノナ
ルヲ以テ日本國國民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界
征服ノ學ニ出ヅルノ過誤ヲ犯サシメタル者
ノ權力及勢力ハ永久ニ除去セラレザルベ
ラズ
7 右ノ如キ新秩序ガ建設セラレ且日本國
ノ戰争遂行能力が破碎セラレタルコトノ確
証アルニ至ル迄ハ聯合國ノ指定スペキ日本
ノ自由ニ表明セル意思ニ從ヒ和平的傾向ヲ
ノ参加ヲ許サルベシ
12 前記諸目的ガ達成セラレ且日本國國民
ノ有シ且責任アル政府ガ樹立セラルニ於テ
ハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本國ヨリ撤収セ
ラルベシ
13 吾等ハ日本國政府ガ直ニ全日本國軍隊
ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同
政府ノ誠意ニ付適當且充分ナル保障ヲ提供
センコトヲ同政府ニ對シ要求ス
右以外ノ日本國ノ選択ハ迅速且完全ナル壊
滅アルノミトス

4 日本国との平和条約

昭和二六年九月八日サンフランシスコで署名
昭和二七年四月二八日効力発生

第二条

- (a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (b) 日本国は、台灣及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のボーリマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。
- (d) 日本国は、國際連盟の委任統治制度に関するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国が委任統治の下にあつた太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の國際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
- (e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わらず、南極地域のいざれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。
- (f) 日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第三条

- (a) 連合国は、日本国との関係において國際連合憲章第二条の原則を指針とすべきことを確認する。
- (c) 連合国としては、日本国が主権國として國際連合憲章第五十一條に掲げる個別的又は集團的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集團的安全保障取締を自発的に締結することができるることを承認する。

第六条

- (a) 連合国軍のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。但し、この規定は、一マニヤ以上連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外國軍隊の日本国領の領域における駐留とん又は駐留を妨げるものではない。
- (b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に関する千九百四十五年七月二十六日のボツダム宣言の第九項の規定は、まだその実施が完了されていない限り、実行されるものとする。
- (c) まだ代価が支払われていないすべての日本財産で、占領軍の使用に供され、且つ、この条約の効力発生の時に占領軍が占有しているものは、相互の合意によって別段の取締が行われない限り、前記の九十日以内に日本国政府に返還しなければならない。

第七条

- (a) 各連合国は、自國と日本国との間にこの条約が効力を生じた後一年以内に、日本国との戦前のいづれの二国間の条約又は協約を引き続いて有効とし又は復活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こうして通告された条約又は協約は、この条約に適合することを確保するための必要な修正を受けただけで、引き続いて有効とされ、又は復活される。こうして通告された条約及び協約は、通告の日の後三箇月で、引き続いて有効なもののみなされ、又は復活され、且つ、國際連合事務局に登録されなければならぬ。日本国にこうして通告されないすべての条約及び協約は、廢棄されたものとみなす。

第四条

(a) この条約の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む)で現にこれらの地域の施政を行つてゐる当局及びその住民(法人を含む)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取扱の主題とする。第二条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されない限り、施政を行つてゐる当局が現状で返還しきればならない。(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人大を含む)。

(b) 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいづれかにある合衆国政府により、又はその指令に従つて行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

(c) 日本国との条約に従つて日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。

(i) その國際紛争を、平和的手段によつて國際の平和及び安全並びに正義を危うくしないようによつて解決すること。

(ii) その國際關係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる國の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

(iii) 國際連合が憲章に従つてとるべき行動についても國際連合にあらゆる援助を与え、且つ、國際連合が防止行動又は強制行動をとるべきなる國に対しても援助の供与を慎むこと。

第五条

- (a) 日本国は、國際連合憲章第二条に掲げる義務、特に次の義務を受諾する。

(i) その國際紛争を、平和的手段によつて國際の平和及び安全並びに正義を危うくしないようによつて解決すること。

(ii) その國際關係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる國の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、國際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

(iii) 國際連合が憲章に従つてとるべき行動についても國際連合にあらゆる援助を与え、且つ、國際連合が防止行動又は強制行動をとるべきなる國に対しても援助の供与を慎むこと。

5 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

昭和二六年九月八日サン・フランシスコ市で署名
昭和二七年四月二八日効力発生
昭和三五年六月二三日失効

第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国に、賛与し、アメリカ合衆国は、これを承諾する。この軍隊は、二極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の國による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒じようを鎮圧するため日本国政府の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国のお安全に寄与するために使用することができる。

第二条

第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空军若しくは海軍の通過の権利を第三國に許与しない。

第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

第四条

この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

第五条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によって批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

一千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び

英語により、本書二通を作成した。

日本のために

吉田 茂

アメリカ合衆国のために

ディーン・アチソン

ジョン・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワーリー

スタイルス・ブリッジス

6 日本国とアメリカ合衆国との間の 相互防衛援助協定

昭和二九年三月八日東京で署名

昭和二九年五月一日効力発生

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

国際連合憲章の体制内において、同憲章の目的及び原則を信奉する諸國がその目的及び原則を支持して個別的及び集団的自衛のための効果ある方策を推進する能力を高めるべき自発的措置によつて、

国際の平和及び安全保障を育成することを希望し、

一千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約に述べられている日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有するとの確信を再確認し、

2 各政府は、この協定に従つて受ける援助を両政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものとし、いずれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない。

3 各政府は、相互間で合意する条件及び手続に従い、他方の政府に対し、この協定に基いて供与される装備又は資材（貿易で供与される装備及び資材を除く）で使用に供される当初の用途のために必要でなくなつたものの返還を申し出るものとする。

4 各政府は、共通の安全保障のため、この協定に従つて受ける装備、資材又は役務の所有権又は占有権を、これらの援助を供与する政府の事前の同意を得ないで、自國政府の職員若しくは委託を受けた者以外の者は他方の政府に移転しないことを約束する。

第二条

日本国政府は、相互援助の原則に従い、アメリカ合衆国が自國の資源において不足し、又は不足する虞がある結果必要とする原材料又は半加工品で日本国内で入手ができるものを、合意される期間、数量及び条件に従つて、生産し、及びアメリカ合衆国政府に譲渡することを容易にすることに同意する。その譲渡に関する取扱に当つては、日本国政府が決定する国内使用及び商業輸出の必要量について十分な考慮を払わなければならない。

第三条

1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物の援助を供与する政府が承認するところがある装備、資材、役務その他の援助を、両署名政府の間で行うべき細目取扱に従つて、使用に供するものとする。いずれか一方の政府が承認するところがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。アメリカ合衆国政府がこの協定に従つて使用に供する援助は、一千九百四十九年の相互防衛援助法、一千九百五十年の相互安全保障法、この二法律を修正し又は補足する法律及びこれらの法律に基く歳出予算法の当該援助に関する規定並びに当該援助の条件及び終了に関する規定に従つて供与するものとする。

第四条

両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、防衛のための工業所有権及び技術上の知識の交換の方法及び条件を規定する適當な取扱であつて、その交換を促進するとともに、私人の利益を

保護し及び經濟の保持を図るものを作成するものとする。

第五条

両政府は、アメリカ合衆国政府が実施する援助計画に割り当てられ、又は同計画から生ずるすべての資金について、差押その他の法律上の執行の手続を執ることが援助計画の目的の達成を妨げる虞がある旨をアメリカ合衆国政府から日本国政府に通告したときは、日本政府が、いずれの人、法人その他の団体、その機関又は政府もその手続を行うことができないよう、その資金を積み立て、他の資金から分離し、又はその資金に対する権原を確保するための手続を設ける目的で協議するものとする。

第六条

1 日本国政府は、次のものを許与するものとする。

a この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本国の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対してその輸入又は輸出の際に課せられる関税及び内国税の免除（別段の合意がある場合を除く。）

b 附属書Eに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆国政府と他の被援助国との間の同種の協定に基く資材、需品、装備及び役務の調達のための日本国におけるアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金に影響するときは、その租税の免除又はその払いもどし
2 関税の免除並びに附属書Eに掲げる日本の租税の免除及び払いもどしは、相互防衛のための資材、需品、装備及び役務に対するアメリカ合衆国政府の支出金又は同政府が融資する支出金で、1に定めるもの以外のものについても行われるものとする。これら
の支出金は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保謙条約に適合して支出されるもの及び改訂後の千九百五十一年の相互安全保謙又はその後同法を補足し、修正し、若しくはこれに代るべき法律に基づくアメリカ合衆国政府の対外援助計画に適合して支出されるものを含む。

第十一条

- 1 両政府は、いずれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われる活動若しくは措置に関するいかなる事項についても協議するものとする。
- 2 この協定の条項は、いつでも、いずれか一方の政府の要請があつたときは再検討することができる、また、両政府間の合意により改正することができる。
- 3 この協定の附屬書は、この協定の不可分の一部とする。
- 4 この協定は、国際連合事務局に登録するものとする。

第十二条

昭和三五年一月一九日ワシントンで署名
昭和三五年六月二三日効力発生

7 日本国とアメリカ合衆国との間の 相互協力及び安全保障条約

- 1 この協定のいかなる規定も、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保謙条約又は同条約に基いて締結された取扱をなんら改變するものと解してはならない。
- 2 この協定は、各政府がそれぞれ自國の憲法上の規定に従つて実施するものとする。

第九条

- 1 この協定のいかなる規定も、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保謙条約又は同条約に基いて締結された取扱をなんら改變するものと解してはならない。
- 2 この協定は、各政府がそれぞれ自國の憲法上の規定に従つて実施するものとする。

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、
また、両国の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、
以上述の誓文として、署名のために正当に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。
一千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語による本書二通を作成した。
日本国のために
岡崎勝男（署名）

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン（署名）

第七条

1 日本国政府は、アメリカ合衆国政府の職員で、この協定に基いて供与される援助、資材及び役務に関するアメリカ合衆国政府の債務を日本国の領域において遂行し、且つ、この協定に基いてアメリカ合衆国政府が供与する援助の進ちょく状況を観察する便宜を与えられるものを接受することに同意する。その職員（臨時に任用される職員を含む）でアメリカ合衆国の国民であるものは、日本国政府に対する関係においては、アメリカ合衆国大使館の一部とみなされて大使館の長の指揮及び監督の下に行動するものとし、アメリカ合衆国大使館に属する相当級の他の職員と同一の特権及び免除を与えられる。

2 日本国政府は、この協定の実施に関連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに関連がある経費として、アメリカ合衆国政府に随時出資金を提供するものとする。

日本国政府は、国際の理解及び善意の増進並びに世界平和の維持に協同すること、国際緊張の原因を除去するため相互間で合意することにある措置を執ること並びに自國政府が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて負つている軍事的義務を履行することの決意を再確認するとともに、自國の政治及び経済の安定と矛盾しない範囲でその人力、資源、施設及び一般的な経済条件の許す限り自國の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自國の防衛能力の増強に必要となることがあるすべての合理的な措置を執り、且つ、アメリカ合衆国政府が提供するすべての援助の効果的な利用を確保するための適当な措置を執るものとする。

しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、國際の平和及び安全を維持する國際連合の任務が一層効果的に遂行されるように國際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによって、平和的かつ友好的な國際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その國際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の經濟的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能を、憲法上の規定に従うことの条件として、維持し發展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して隨時協議し、また、日本国が安全又は極東における國際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自國の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自國の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危險に対処するよう行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、國際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに國際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が國際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条
日本国は、日本区域における國際の平和及び安全の維持のための維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。
前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む）に代わる別個の協定及び合意される他の取締により規律される。

第七条

この条約は、國際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は國際の平和及び安全を維持する國際連合の責任に対しては、どのように影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における國際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする國際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。
もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

同条約附屬文書

同条約第六条の実施に関する交換公文

昭和三五年一月一九日ワシントンで

内閣総理大臣から合衆国国務長官にあてた書簡

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のこととが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光榮を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。
本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解であることを貴国政府に代わって確認されれば幸いであります。
本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国国務長官
クリスチャン・A・ハーテー閣下

合衆国國務長官から内閣総理大臣にあてた書簡

相互協力及び安全保障条約についての合意
された議事録

昭和三五年一月十九日ワシントンで

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光榮を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解であることを本國政府に代わって確認する光榮を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かつて敬意を表します。

千九百六年一月十九日

アメリカ合衆国國務長官

クリスチヤン・A・ハーテー

日本國總理大臣 岸信介閣下

(訳文)

日本國全権委員

日本国との平和条約第三条の規定に基づいて合衆国が施政を行なつている諸島の地位の問題は、条約交渉の過程において討議の対象とされなかつたが、本全権委員は、日本国がこれらの諸島に対する潜在的主権を有しているので、これらの諸島民の安全に対し日本国の政府及び国民の有する強い信心を強調したいと思う。もしこれらの諸島に対し武力攻撃が発生し、又は武力攻撃の脅威がある場合には、両国は、もちろん相互協力及び安全保障条約第四条の規定に基づいて緊密に協議を行なう。武力攻撃が発生した場合には、日本国政府は、同政府が島民の福祉のために執ることのできる措置を合衆国とともに検討する意図を有する。

合衆国全権委員

これらの諸島に対する武力攻撃が発生した場合には、合衆国政府は、日本国政府と直ちに協議し、また、これらの諸島の防衛のため必要な措置を執り、かつ、島民の福祉を確保するため全力を尽くす意図を有する。

千九百六年一月十九日にワシントンで

N
C
A
H
K

安全保謙協議委員会の設置に関する

往復書簡

昭和三五年一月一九日ワシントンで

内閣総理大臣から合衆国國務長官にあてた書簡

(訳文)

拝啓

本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及したいと思います。両政府は、同条約第四条の規定に基づいて、条約の実施に関して隨時協議し、また、日本国との安全又は極東における國際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の政府の要請により協議することになります。条約第六条の規定に基づく交換公文は、日本国政府との事前の協議の主題として一定の事項を掲げています。

このような協議は、両政府が適当な諸経路を通じて行なうことになります。しかしながら、同時に、本大臣は、両政府間のこれら協議のために時宜により使用することができる特別の委員会を設置することが非常に有益であろうと思ひます。この委員会は、いずれか一方の要請があるときはいつでも会合するものとし、両政府間の理解を促進することに役だち、及び安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するであろうとの貴大臣の見解に賛同するものであります。本長官は、また、この委員会の構成に関する貴大臣の提案に同意いたします。

千九百六年一月十九日にワシントンで

岸 信 介

敬具

アメリカ合衆国國務長官

クリスチヤン・A・ハーテー閣下

合衆国國務長官から内閣総理大臣にあてた書簡

(訳文)

拝啓

本長官は、「安全保障協議委員会」の設置を提案された本日付けの貴大臣の書簡を受領したことを確認いたします。本長官は、貴大臣の提案に完全に同意し、また、このような委員会が安全保障の分野における両国間の協力関係の強化に貢献するであろうとの貴大臣の見解に賛同するものであります。本長官は、また、この委員会の構成に関する貴大臣の提案に同意いたします。

敬具

千九百六年一月十九日

クリスチヤン・A・ハーテー

日本國總理大臣 岸信介閣下

8 同条約第六条に基づく施設及び区域

並びに日本国における合衆国軍隊の

地位に関する協定

昭和三五年一月一九日ワシントンで署名

昭和三五年六月二三日効力発生

日本国及びアメリカ合衆国は、千九百六十年一月十九日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条の規定に従い、次に掲げる各項によりこの協定を締結した。

第一条

この協定において、

(a) 「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間に於けるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。

(b) 「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常常に日本国に居住する者及び第十四条1に掲げる者を除く）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本國の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。

(c) 「家族」とは、次のものをいう。

(1) 配偶者及び二十一才未満の子
(2) 父、母及び二十一才以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの。

第二条

1 (a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個別の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定資物を含む。

第三条

1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通じる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空港において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通じる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。

第四条

1 合衆国は、1に定める措置を、日本国領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を四係法令の範囲内で執るものとする。

2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならぬ。

第五条

1 合衆国及び合衆国以外の国の船舶及び航空機で、合衆国によって、合衆国のために又は合衆国の管理の下に公の目的で運航されるものは、入港料又は着陸料を課されないで日本国領域又は飛行場に出入れることができる。この協定による免除を与えられない貨物又は旅客がそれらの船舶又は航空機で運送されるときは、日本国当局にその旨の通告を与えなければならない。

2 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第六条

1 すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。この協調及び統合を図るため必要な手続及びそれに対するその後の変更は、両政府の当局間の取極によつて定める。

2 合衆国軍隊が使用している施設及び区域並びにそれらに隣接し又はそれらの近傍の領水に置かれ、又は設置される燈火その他の航行補助施設及び航空保安施設は、日本国で使用されている様式に合致しなければならない。これらの施設を設置した日本国及び合衆国の当局は、その位置及び特徴を相互に通告しなければならず、かつ、それらの施設を変更し、又は新たに設置する前に予告をしなければならない。

第七条

合衆国軍隊は、日本国政府の各省その他の機関に当該時に適用されている条件よりも不利でない条件で、日本国政府が有し、管理し、又は規制するすべての公益事業及び公共の役務を利用することができる、並びにその利用における優先権を享有するものとする。

日本国政府は、両政府の当局間の取極に従い、次の気象業務を合衆国軍隊に提供することを約束する。

(a) 地上及び海上からの気象観測（気象観測船からの観測を含む）。
(b) 気象資料（気象局の定期的概報及び過去の資料を含む）。
(c) 航空機の安全かつ正確な運航のため必要な気象情報を報ずる電気通信業務

(b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従つて合意した施設及び区域とは、は、前記の取極を再検討しなければならず、また前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供してたえず検討することに同意する。

3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。

4 (a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

(d) 地震観測の資料（地震から生ずる津波の予想される程度及びその津波の影響を受ける区域の予報を含む。）

第九条

1 この条の規定に従うことを条件として、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族である者を日本国に入れることができる。

2 合衆国軍隊の構成員は、旅券及び査証に関する日本国の法令の適用から除外される。合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、外国人の登録及び管理に関する日本国の法令の適用から除外される。ただし、日本国の領域における永久的な居所又は主所を要求する権利を取得するものとみなされない。

3 合衆国軍隊の構成員は、日本国への入国又は日本国からの出国に当たつて、次の文書を携帯しなければならない。

(a) 氏名、生年月日、階級及び番号、軍の区分並びに写真を掲げる身分証明書。

(b) その個人又は集団が合衆国軍隊の構成員として有する地位及び命令された旅行の証明となる個別的又は集団的旅行の命令書。

4 合衆国軍隊の構成員は、日本国にあら間の身分証明のため、前記の身分証明書を携帯していなければならない。身分証明書は、要請があるときは日本国当局に提示しなければならない。

5 軍属、その家族及び合衆国軍隊の構成員の家族は、合衆国当局が発給した適切な文書を携帯し、日本国への入国若しくは日本国からの出国に当たつて又は日本国にあるその間の身分を日本国当局が確認することができるようにならなければならない。

6 合衆国軍隊の構成員若しくは合衆国軍隊の公認調達機関又は第十五条に定める諸機関が輸入するものである旨の適切な証明書（合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品にあつては、合衆国軍隊が前記の目的のために受領すべき旨の適切な証明書）を必要とする。

7 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に仕向けられ、かつ、これらの者の私用に供される財産には、関税その他の課徴金を課する。ただし、次のものについては、関税その他の課徴金を課さない。

8 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属が日本国で勤務するため最初に到着した時に輸入し、又はそれらの家族が当該合衆国軍隊の構成員若しくは軍属と同居するため最初に到着した時に輸入するこれらの者の私用のための家具及び家庭用品並びにこれらのが入国際持ち込む私用のための身回品

9 (a) 合衆国軍隊の構成員又は軍属が自己又はその家族の私用のため輸入する車両及び部品

(b) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

10 (c) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

11 (d) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

12 (e) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

13 (f) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

14 (g) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

15 (h) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族の私用のため合衆国において通常日常用として購入される種類の合理的な数量の衣類及び家庭用品で、合衆国軍事郵便局を通じて日本国に郵送されるもの

16 (i) 合衆国政府の船荷証券により船積みされる軍事貨物

れたときは、日本国政府の負担によらないで相当の期間内に日本国から輸送することを確保しなければならない。

6 日本国政府が合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の日本國の領域に對し若しくは合衆国軍隊の構成員、軍属、旧構成員若しくは旧軍属の家族に対し退去命令を出したときは、合衆国軍隊の当局は、それらの者を自國の領域内に受け入れ、その他日本国外に送出することにつき責任を負う。この項の規定は、日本国民でない者で合衆国軍隊の構成員若しくは軍属として又は合衆国軍隊の構成員若しくは軍属となるために日本国に入国したもの及びそれらの者の家族に対してのみ適用する。

第十一条

1 日本国は、合衆国が合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対する免給した運転許可証若しくは運転免許証又は軍の運転許可証を、運転者試験又は手数料を課さないで、有効なものとして承認する。

2 合衆国軍隊及び軍属の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標又は個別の記号を付けていなければならない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される条件と同一の条件で取得する日本国の登録番号標を付けていなければならない。

第十二条

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、この協定中に規定がある場合を除くほか、日本国税關当局が執行する法令に服さなければならない。

2 合衆国軍隊、合衆国軍隊の公認調達機関又は第十九条に定める諸機関が合衆国軍隊の公用のため又は合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の使用のため輸入するすべての資材、需品及び備品並びに合衆国軍隊が専用すべき資材、需品及び備品又は合衆国軍隊が使用する物品若しくは施設に最終的には合体されるべき資材、需品及び備品は、日本国に入れる許される。これ

6 関税の免除を受けた物は、日本国及び合衆国税關当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

7 2及び3の規定に基づき関税その他の課徴金の免除を受けて日本国に輸入された物は、関税その他の課徴金の免除を受けて再輸出することができる。

8 合衆国軍隊は、日本国税關当局と協力して、この条の規定に従つて合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に与えられる特權の濫用を防止するため必要な措置を執らなければならぬ。

9 (a) 日本国の当局及び合衆国軍隊は、日本国政府の税關当局が執行する法令に違反する行為を防止するため、調査の実施及び証拠の収集について相互に援助しなければならない。

(b) 合衆国軍隊は、日本国政府の税關当局によつて又はこれに代わつて行なわれる差押えを受けるべき物件がその税關当局に引き渡されることを確保するため、可能なすべての援助を与えるなければならない。

(c) 合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族が納付すべき関税、租税及び罰金の納付を確保するため可能なすべての援助を与えなければならない。

(d) 合衆国軍隊に属する車両及び物件で、日本国政府の税關又は財務に関する法令に違反する行為に連絡して日本国政府の税關当局が差し押えたものは、関係部隊の当局に引き渡さなければならない。

2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達が日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。

3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公課調達機関が適当な証明書を附して日本國で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。

(a) 物品税

(b) 通行税

(c) 電気ガス税

(d) 捷発油税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び捷発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができ部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免除又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第十五条に定める諸機関の需要は、日本國の当局の援助を得て充足される。

5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本國の法令で定めるところによらなければならぬ。

6 合衆国軍隊又は、適當な場合には、第十五条に定める機関による期間とは認めない。

3 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの者が一時的に日本國にあることのみに基づいて日本國に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、これらの者相互間の移転又は死亡による移転についての日本國における租税を免除される。ただし、この免除は、投資若しくは事業を行なうため日本國において保有される財産又は日本國において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

4 通常合衆国に居住する人（合衆国の法律に基づいて組織された法人を含む）及びその被用者で、合衆国軍隊のための合衆国との契約の履行のみを目的として日本國にあり、かつ、合衆国政府が2の規定に従い指定するものは、この条に規定がある場合を除くほか、日本國の法令に服さなければならない。

1 にいう指定は、日本國政府との協議の上で行なわれるものとし、かつ、安全上の考慮、関係業者の技術上の適格要件、合衆国との標準に合致する資材若しくは役務の欠如又は合衆国の法令上の制限のため競争入札を実施することができない場合に限り行なわれるものとする。

前記の指定は、次のいずれかの場合には、合衆国政府が取り消すものとする。

り労働者が解雇され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本國の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなつた場合に、次の手続が適用される。

(a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判所又は労働委員会の決定を通報する。

(b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本國政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後七日以内に、その旨を日本國政府に通告しなければならず、暫定的にその労働者を就労させないことができる。

(c) 前記の通告が行なわれたときは、日本國政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。

(d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から三十日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本國政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。

合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本國における物品及び役務の個人的購入について日本國の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享受することはない。

3 に掲げる租税の免除を受けて日本國で購入した物は、日本國及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に對して日本國內で処分してはならない。

8 7 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本國における物品及び役務の個人的購入について日本國の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享受することはない。

9 3に掲げる租税の免除を受けて日本國で購入した物は、日本國及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に對して日本國內で処分してはならない。

10 第十三条

1 合衆国軍隊は、合衆国軍隊が日本國において保有し、使用し、又は移転する財産について租税又は類似の公課を課されない。

2 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、これらの事業活動に從事していることが立証されたとき。

3 前記の人及びその被用者は、その身分に関する合衆国の当局の証明があるときは、この協定による次の利益を与えられる。

4 (a) 第十五条に定める出入及び移動の権利

(b) 第九条の規定による日本國への入国

(c) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十二条3に定める関税その他の課徴金の免除

(d) 合衆国政府により認められたときは、第十五条に定める諸機関の役務を利用する権利

(e) 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族について第十九条2に定めるもの

(f) 合衆国政府により認められたときは、第二十条に定めるところにより車票を使用する権利

(g) 第二十一条に定める通便施設の利用

(h) 雇用の条件に関する日本國の法令の適用からの除外

4 前記の人及びその被用者は、その身分の者であることが旅券に記載されていなければならず、その到着、出発及び日本國にある間の居所は、合衆国軍隊が日本國の当局に隨時に通告しなければならない。

5 前記の人及びその被用者が1に掲げる契約の履行のためにのみ保有し、使用し、又は移転する減価償却資産（家屋を除く。）については、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、日本國の租税又は類似の公課を課されない。

6 前記の人及びその被用者は、合衆国軍隊の権限のある官憲の証明があるときは、これらの者が一時的に日本國にあることのみに基づいて日本國に所在する有体又は無体の動産の保有、使用、死亡による移転又はこの協定に基づいて租税の免除を受ける権利を

有する人若しくは機関への移転について日本国における利税を免除される。ただし、この免除は、投資のため若しくは他の事業を行なうため日本国において保有される財産又は日本国において登録された無体財産権には適用しない。この条の規定は、私有車両による道路の使用について納付すべき租税の免除を与える義務を定めるものではない。

7 1に掲げる人及びその被用者は、この規定に定めるいづれかの施設又は区域の建設、維持又は運営に関する合衆国政府と合衆国において結んだ契約に基づいて発生する所得について、日本国政府又は日本国にあるその他の課税権者に所得税又は法人税を納付する義務を負わない。この項の規定は、これらの者に対し、日本国源泉から生ずる所得についての所得税又は法人税の納付を免除するものではなく、また、合衆国の所得税のために日本国に居所を有することを申し立てる前記の人及びその被用者に対し、所得についての日本の租税の納付を免除するものではない。これらの者が合衆国政府との契約の履行に関してのみ日本国に期間は、前記の租税の賦課上、日本国に居所又は住所を有する期間とは認めない。

8 日本国の当局は、1に掲げる人及びその被用者に対し、日本国において犯す罪で日本国法令によつて罰することができるものについて裁判権を行使する第一次の権利を有する。日本国が前記の裁判権を行使しないことに決定した場合には、日本国当局は、できる限りすみやかに合衆国の軍当局にその旨を通告しなければならない。この通告があつたときは、合衆国の軍当局は、これらの者に対し、合衆国法令により与えられた裁判権を行使する権利を有する。

第十五条规定

1 (a) 合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピーニュース、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の戦争外資金による諸機関は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、合衆国軍隊が使用している施設及権利を有する。

(c) 2及び3の規定の適用上、國の安全に関する罪は、次のものとを含む。

(i) 当該國に対する反逆
(ii) 好戦行為（サボタージュ）、諜報行為又は当該國の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反

3 裁判権を使用する権利が競合する場合には、次の規定が適用される。

(a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対する裁判権を使用する第一次の権利を有する。
(i) もつばら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつばら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
(ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪

(b) その他の罪については、日本国当局が、裁判権を行使する第一次の権利を有する。

(c) 第一次の権利を有する者は、裁判権を使用しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の國の当局にその旨を通告しなければならない。第一次の権利を有する國の当局は、他方の國がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他の國の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

4 前諸項の規定は、合衆国軍隊が日本国民又は日本国に通常居住する者に対する裁判権を使用することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。

び区域内に設置することができる。これらの諸機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、手数料、租税又は類似の管理に服さない。

5 (b) 合衆国軍隊が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売されるときは、当該新聞は、その颁布に関する限り、日本国内における購入には、日本の租税を課する。

2 これらの諸機関が販売する物品は、日本及び合衆国当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、これららの諸機関から購入することを認められない者に対して日本国内外で処分してはならない。

4 この条に掲げる諸機関は、日本国当局に対し、日本国税法が要求するところにより資料を提供するものとする。

第十六条规定

日本国において、日本国法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を「真むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十七条条规定

1 この条の規定に従うことの条件として、
(a) 合衆国軍当局は、合衆国軍法に服するすべての者に対する裁判権を有する。

2 (a) 合衆国軍当局は、合衆国軍法に服する者に対し、合衆国法令によつて罰することができる罪で日本国法令によつては罰することができないもの（合衆国安全に関する罪）を含む。この条に掲げる諸機関は、日本国軍隊の構成員若しくは軍属並びにそれらの家族の義務である。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国領域内で犯す罪で日本国法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。

(c) 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を使用すべき當局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。

(d) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。

(e) 日本国が裁判権を使用すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときには、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続ぎ行なうものとする。

(f) 日本国の当局及び合衆国軍隊の構成員は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう當局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。

(g) 日本国の当局及び合衆国軍隊の構成員は、裁判権を使用する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。

7 (a) 死刑の判決は、日本国法令が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国軍隊の構成員が日本国内で執行してはならない。

(b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員が日本国内で執行してはならない場合に、合衆国軍隊の構成員が日本国内で執行してはならない。日本国領域内で言い渡した死刑の執行について合衆国軍隊の構成員から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。

8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国軍隊のいづれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の國の当局は、日本国

領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。

ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本國の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本國の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。

(a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利

(b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利

(c) 自己に不利な証人と対決する権利

(d) 証人が日本國の管轄内にあるときは、自己のために強制的手続により証人を求める権利

(e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本國でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利

(f) 必要と認めたときは、有能な通訳を用いる権利

(g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利

10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第二条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適切な措置を執ることができる。

(b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本國の当局との取扱いに従うことの条件として、日本國の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲内に限るものとする。

11 各当事国は、自國が所有し、かつ、自國の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合は、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

(a) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその

防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたとき

に限る。

海難救助についての一方の当事国他の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであつた場合に限る。

2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合に

あるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合に

は、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従つて選定される一人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。

(b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によって、司法関係の上級的地位を現に有し、又は有したことのある日本國民の中から選定する。

(c) 仲裁人が行なつた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5(e)(i)、(ii)及び(iii)の規定に従つて分担される。

(e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。

(f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても千四百合米ドル又は五十万四千元までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。

3 1及び2の規定の適用上、船舶について「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で微発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。

4 各当事国は、自國の防衛隊の構成員がその公務の執行に從事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。

5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の行為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の行為、不作為若しくは事故で、日本國において日本國政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本國が次の規定に従つて処理する。

(a) 請求は、日本國の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本國の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。

(b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本円で行なう。

(c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本國の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであると問わない。）又は支払を認めない旨の日本國の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に對し拘束力を有する最終的のものとする。

(d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(i)-(i)及び(ii)の規定による分担率とともに、合衆國の當局に通知しなければならない。二箇月以内に回答がなかつたときは、その分担率は、受諾されたものとみなす。

(e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。

(i) 合衆國のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その二十五パーセントを日本國が、その七十五パーセントを合衆國が分担する。

(ii) 日本国及び合衆國が損害について責任を有する場合に、は、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本國又は合衆國の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合に

は、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。

(iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が六箇月の期間内に支払った額の明細書は、支払要請書とともに、六箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本円で行なわなければならない。

(f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する使用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項においては、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。

(g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。

6 日本国における不法の行為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。

(a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。

(b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c) 慰謝料の支払の申出があった場合において、請求人がその請求を完全に満たしたものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みずから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払った額を日本国の当局に通知する。

(d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。

7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従つて処理する。

8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の行為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従つて選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は最終的のものとする。

9 (a) 合衆国は、日本国裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。

(b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国裁判所に引き渡さなければならない。

(c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。

10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴え提起する権利を害するものではない。

11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。

12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみ適用する。

13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。彼らの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第十八条の規定によって處理する。

第十九条

1 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国政府の外國為替管理に服さなければならない。

2 1の規定は、合衆国ドル若しくはドル証券で、合衆国の公金であるもの、合衆国軍隊の構成員及び軍属がこの協定に関連して勤務し、若しくは雇用された結果取得したもの又はこれらの者及びそれらの家族が日本国外の源泉から取得したものとの日本国内又は日本国外への移転を妨げるものと解してはならない。

3 合衆国の当局は、2に定める特権の濫用又は日本国の外國為替管理の回避を防止するため適切な措置を執らなければならない。

第二十条

1 ドルをもつて表示される合衆国軍票は、合衆国によつて認可された者が、合衆国軍隊の使用している施設及び区域内における相互間の取引のため使用することができる。合衆国政府は、合衆国の規則が許す場合を除くほか、認可された者が軍票を用いる取引に從事することを禁止するよう適切な措置を執るものとする。日本政府は、認可されない者が軍票を用いる取引に從事することを禁止するため必要な措置を執るものとし、また、合衆国の当局の援助を得て、軍票の偽造又は偽造軍票の使用に関与する者で日本国の当局の裁判権に服すべきものを逮捕し、及び処罰するものとする。

第二十一条

(a) 合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利する一定のアメリカの金融機関を指定することができる。軍用銀行施設を維持することを認められた金融機関は、その施設を当該機関の日本国における商業金融業務から場所的に分離して、設置し、及び維持するものとし、これに、この施設を維持し、かつ、運営することを唯一の任務とする職員を置く。この施設は、合衆国通貨による銀行勘定を維持し、かつ、この勘定に関するすべての金融取引（第十九条2に定める範囲内における資金の受領及び送付を含む。）を行なうこととを許される。

合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が利する合衆国軍事郵便局を、日本国にある合衆国軍事郵便局間及びこれらの軍事郵便局と他の合衆国郵便局との間における郵便物の送達のため、合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に設置し、及び運営することができる。

第二十二条

合衆国は、日本国に在留する適格の合衆国市民で合衆国軍隊の予備役団体への編入の申請を行なうものを同団体に編入し、及び訓練することができる。

第二十三条

日本国及び合衆国は、合衆国軍隊、合衆国軍隊の構成員及び軍属

並びにそれらの家族並びにこれらのものの財産の安全を確保するため隨時に必要となるべき措置を執ることについて協力するものとする。日本国政府は、その領域において合衆国の設備、備品、財産、記録及び公務上の情報の十分な安全及び保護を確保するため、並びに適用されるべき日本国の法令に基づいて犯人を罰するため、必要な立法を求め、及び必要なその他の措置を執ることに同意する。

第二十四条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第二条及び第三条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間で取締を行なうことが合意される。

第二十五条

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者一人及び合衆国政府の代表者一人で組織し、各代表者は、一人又は二人以上の代理及び職員を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並

びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるよう組織する。

第二十六条

- 1 この協定は、日本国及び合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならず、その承認を通知する公文が交換されるものとする。
- 2 この協定は、1に定める手続が完了した後、相互協力及び安全保障条約の効力発生の日に効力を生じ、千九百五十二年二月二十八日以東で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）は、その時に終了する。
- 3 この協定の各当事国の政府は、この協定の規定中その実施のため予算上及び立法上の措置を必要とするものについて、必要なそろの措置を立法機関に求めることを約束する。

第二十七条

いずれの政府も、この協定のいずれの条についてもその改正をいつでも要請することができる。その場合には、両政府は、適当な経路を通じて交渉するものとする。

第二十八条

この協定及びその合意された改正は、相互協力及び安全保障条約が有効である間、有効とする。ただし、それ以前に両政府間の合意によつて終了させたときは、この限りでない。

以上の証據として、下名の全権委員は、この協定に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

〔両国全権委員氏名省略〕

10 日米共同声明（全文）

9 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約（日韓基本関係条約）（抄）

署名 一九六五年六月二二日
効力発生 一九六五年一二月一八日

第一条（外交關係の開設） 両締約国間に外交及び領事關係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節を送り合意される場所に領事館を設置する。

第二条（旧条約の効力） 一九一〇年八月二二日以前に大日本帝国と大韓帝國との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

第三条（韓国政府の地位） 大韓民国政府は、國際連合総会議第一九五号（三）に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

第四条（国連憲章の原則） (a) 両締約国は、相互の関係において、国連憲章の原則を指針とするものとする。
(b) 両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、国連憲章の原則に適合して協力するものとする。

第五条（韓国政府の地位） 大韓民国政府は、國際連合総会議第一九五号（三）に明らかに示されているとおりの朝鮮における両国間の緊密な協力關係が日米両国にもたらしてきた利益の大なることを認め、両国が、ともに民主主義と自由の原則を指針として、世界の平和と繁栄の不斷の探求のため、とくに国際連合の緩和のため、両国の成果ある協力を維持強化していくことを明らかにした。大臣は、アジアに対する大統領自身及び米国政府の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁栄のため日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、日本はアジアの平和と繁栄のため今後も積極的に貢献する考えである

佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明

昭和四十四年十一月二十一日

ことを述べた。

一、佐藤総理大臣とニクソン大統領は、現下の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔離なく意見を交換した。大統領は、この地域の安定のため域内諸国との自立的労力を期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もって極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。総理大臣は、米国の決意を多とし、大統領が言及した義務を米国が十分に果たしうる態勢にあることを極東の平和と安全にとつて重要であることを強調した。総理大臣は、さらに、現在の情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きささえとなつてゐるという認識を述べた。

二、総理大臣と大統領は、各種の分野における両国間の緊密な協力關係が日米両国にもたらしてきた利益の大なることを認め、両国が、ともに民主主義と自由の原則を指針として、世界の平和と繁栄の不斷の探求のため、とくに国際連合の緩和のため、両国の成果ある協力を維持強化していくことを明らかにした。大臣は、アジアに対する大統領自身及び米国政府の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁栄のため日米両国が相協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、日本はアジアの平和と繁栄のため今後も積極的に貢献する考えである

つて緊要であると述べた。総理大臣と大統領は、中共がその対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認めた。大統領は、米國の中華民国に対する条約上の義務に言及し、米國はこれを順守するものであると述べた。総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとってきわめて重要な要素であると述べた。

大統領は、ベトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米國の誠意ある努力を説明した。総理大臣と大統領は、ベトナム戦争が沖縄の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを強く希望する旨を明らかにした。これに関連して、兩者は、万一ベトナムにおける平和が沖縄返還予定時に至るも実現してない場合には、兩国政府は、南ベトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための返還が実現されるよう、そのときの情勢に照らして十分協議することなく沖縄の返還が実現されるように、そのときの返還が実現されるよう、そのときの情勢に照らして十分協議することなく沖縄はインドシナ地域の安定のため果たしうる役割を探求していく旨を述べた。

同委員会は、日米協議委員会を通じて両国政府に対し報告及び勧告を行なうものとする。

十一、総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二次大戦から生じた日米間の主要な懸案の最後のものであり、その双方とり満足な解決は、友好と相互信頼に基づく日米関係を一層固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨歎歎した。

総理大臣は、日本の貿易及び資本についての制限の縮小をすみやかに進めると日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の品目につき日本の中存輸入数量制限を一九七一年末までを認めた。これは関連して、大統領は、米国におけるインフレーションを抑制する決意を強調した。また、大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米国が堅持すべきことを改めて明らかにした。

総理大臣は、日本の貿易及び資本についての制限の縮小をすみやかに進めると日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の品目につき日本の中存輸入数量制限を一九七一年末まで

に値し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立って安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。兩者は、また、両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項及び安保条約の実施に關し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一一致をみた。

六、総理大臣は、日米友好関係の基礎に立って沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようにとの日本本土及び沖縄の日本国民の強い願望についての理解を示した。総理大臣と大統領は、また現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を果たしていることを認めた。討議の結果、兩者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしいうことに意見が一致した。よって、兩者は日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖縄の早期復帰を達成するための具体的な取決めについて満たしいうことに意見が一致した。よって、両者は日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための取決めにおいて満たしいうことに意見が一致した。

さらに両者は、立法府の必要な支持を得て前記の具体的な取決めが締結されることを条件に一九七二年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに関連して、総理大臣は、復帰後は沖縄の局地防衛の責務は

十一、総理大臣と大統領は、極東情勢の現状及び見通しにかかる、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のために果たしている役割をともに高く評価する旨歎歎した。

十三、総理大臣と大統領は開発途上の諸国経済上の必要と取組むことが国際化を促進するよう最大限の努力を行なうとの日本政府の意図を表明した。総理大臣は、日本政府としては、貿易自由化の実施を從来より一層促進するよう、一定の期間を置きつつその自由化計画の見直しを行なっていく考え方である旨、付言した。総理大臣と大統領は、このような両国がそれぞれの方策が日米関係全般の基礎を一層強固にするであろうということに意見一致をみた。

十二、経済問題の討議において総理大臣と大統領は両国間の経済関係の著しい発展に注目した。両者は、また、両国が世界経済において指導的地位を占めることに伴い、特に貿易及び国際収支の大額な不均衡の現状に照らしても、国際貿易及び国際通貨の制度の維持と強化についてそれ重要な責任を負っていることを認めた。これに関連して、大統領は、米国におけるインフレーションを抑制する決意を強調した。また、大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米国が堅持すべきことを改めて明らかにした。

総理大臣は、日本の貿易及び資本についての制限の縮小をすみやかに進めると日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の品目につき日本の中存輸入数量制限を一九七一年末まで

日本自体の防衛のための努力の一環として、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立って安保条約を堅持することで徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米国が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設及び区域を維持すべきこととに意見が一致した。

七、総理大臣と大統領は、施政権返還にあたっては、日米安保条約及びこれに連携する諸取決めが変更なしに沖縄に適用されることに意見の一一致をみた。これに關連して、総理大臣は、日本の安全は極東における國際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のように生態による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負つている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意である旨を述べた。

八、総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情及びこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し大統領は、深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、沖縄の復帰に對する諸指揮についての現地における協議及び調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮詢委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置することとした。

九、総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への移転に關連して両国間に上位問題（沖縄における米国企業の利益に関する問題も含む）があることに留意して、その解決について具体的な話合ひをすみやかに開始することに意見の一一致をみた。

十、総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、両国政府が、相互に合意されるべき返還取決めにて、その解決について具体的な話合ひをすみやかに開始することに意見の一一致をみた。

十一、総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、両国政府が、相互に合意されるべき返還取決めにて、その解決について具体的な話合ひをすみやかに開始することに意見の一一致をみた。



沖縄返還協定

琉球諸島及び大東諸島に関する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

日本国総理大臣及びアメリカ合衆国大統領が、千九百六十九年十一月十九日、二十日及び二十一日に琉球諸島及び大東諸島（同年十一月二十一日に発表された総理大臣と大統領との間の共同声明という「沖縄」）の地位について検討し、これら諸島の日本国への早期復帰を達成するため具体的な取扱いに関して日本国政府及びアメリカ合衆国政府が直ちに協議に入ることに意合したこと留意し、両政府がこの協議を行ない、これらの諸島の日本国への復帰が前記の共同声明の基礎の上に行なわれることを再確認したこと留意し、

琉球諸島の日本国への復帰が前記の共同声明の基礎の上に行なわれることを再確認したこと留意し、

琉球諸島及び大東諸島の領域におけるアメリカ合衆国のすべての権利及び利益の放棄を完了することを希望することを考慮し、また、日本国が琉球諸島及び大東諸島の領域の権利が千九百五十三年十二月二十四日及び千九百六八年四月五日に日本国とアメリカ合衆国との間に署名された

琉球諸島及び大東諸島に関する協定並びに南方諸島及びその他の諸島に関する協定（千九百六十一年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含むが、これらに限られない）は、この協定の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に適用されることが確認される。

琉球諸島及び大東諸島の領域におけるアメリカ合衆国が、琉球諸島及び大東諸島に関する千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本国のために放棄し、これによって同条に規定するすべて

民のすべての請求権を放棄する。

2 もつとも、1の放棄には、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆国政府は、日本国政府との協議のうえ定められる手続に従いこの協定の効力発生の

日以後そのような請求権を取り扱いかつ解決するため、正当に権限を与えた職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことと許される。

3 アメリカ合衆国政府は、琉球諸島及び大東諸島内の土地であつて合衆国の当局による使用中千九百五十年七月一日前に損害を受け、かつ、千九百六十一年六月三十日後この協定の効力発生の日前にその使用を解除されたもの、所有者である日本国民に対し、土地の原状回復のための自発的支払を行う。この支払は、千九百六十一年七月一日前に使用を解除された土地に対する損害で千九百五十年七月一日前に加えられたものに関する請求につき千九百六十七年の高等弁務官布令第六十号に基づいて行なった支払に比し均衡を失しないようにならう。

4 日本国は、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆国政府は、日本国政府との協議のうえ定められる手続に従いこの協定の効力発生の

のすべての権利を行使するための完全な権能及び責任を引き受けることを望むことを考慮し、また、日本国が琉球諸島及び大東諸島の領域の権利が千九百五十三年十二月二十四日及び千九百六八年四月五日に日本国とアメリカ合衆国との間に署名された

琉球諸島及び大東諸島に関する協定並びに南方諸島及びその他の諸島に関する協定（千九百六十一年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含むが、これらに限られない）は、この協定の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に適用されることが確認される。

琉球諸島及び大東諸島の領域におけるアメリカ合衆国が、琉球諸島及び大東諸島に関する千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本国のために放棄し、これによって同条に規定するすべて

民のすべての請求権を放棄する。

2 もつとも、1の放棄には、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆国政府は、日本国政府との協議のうえ定められる手続に従いこの協定の効力発生の

日以後そのような請求権を取り扱いかつ解決するため、正当に権限を与えた職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことと許される。

3 アメリカ合衆国政府は、琉球諸島及び大東諸島内の土地であつて合衆国の当局による使用中千九百五十年七月一日前に損害を受け、かつ、千九百六十一年六月三十日後この協定の効力発生の日前にその使用を解除されたもの、所有者である日本国民に対し、土地の原状回復のための自発的支払を行う。この支払は、千九百六十一年七月一日前に使用を解除された土地に対する損害で千九百五十年七月一日前に加えられたものに関する請求につき千九百六十七年の高等弁務官布令第六十号に基づいて行なった支払に比し均衡を失しないようにならう。

4 日本国は、被告人又は被疑者の実質的な権利をいかなる意味においても害することなく、この協定の効力発生の日に琉球諸島及び大東諸島における事件について裁判権を引き継ぎ、かつ、引き続き裁判及び執行をする。

3 日本国は、被告人又は被疑者の実質的な権利をいかなる意味においても害することなく、この協定の効力発生の日に琉球諸島及び大東諸島における事件について裁判権を引き継ぎ、されかの裁判所に係属しており又は同日前に手続が開始されていたとしたならば係風してあらう刑事案件について裁判権を引き継ぐものとし、

本國との平和条約第三条の規定に基づいてアメリカ合衆国に与えられたすべての領土及び領水のうち、そのような領域におけるアメリカ合衆国のすべての権利及び利益の放棄を完了することを希望することを考慮し、また、日本国が琉球諸島及び大東諸島の領域の権利が千九百五十三年十二月二十四日及び千九百六八年四月五日に日本国とアメリカ合衆国との間に署名された琉球諸島及び大東諸島に関する協定並びに南方諸島及びその他の諸島に関する協定（千九百六十一年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含むが、これらに限られない）は、この協定の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に適用されることが確認される。

第二条

日本国とアメリカ合衆国との間に締結された条約及びその他の協定（千九百六十一年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含むが、これらに限られない）は、この協定の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に適用されることが確認される。

第三条

日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「琉球諸島及び大東諸島」とは、行政、立法及び司法上のすべての権力を行使する権利が日本国に、これらの諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。

2 この協定の適用上、「琉球諸島及び大東諸島」とは、行政、立法及び司法上のすべての権力を行使する権利が日本国に、これらの諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。

第四条

日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「琉球諸島及び大東諸島」とは、行政、立法及び司法上のすべての権力を行使する権利が日本国に、これらの諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権力を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。

第五条

1 琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球開発金融公社の財産は、この協定の効力発生の日に日本国政府に移転し、また、これらの公社の権利及び義務は、同政府が同日に日本国政府の法令に即して引き継ぐ。

2 その他のすべてのアメリカ合衆国政府の財産で、この協定の効力発生の日に琉球諸島及び大東諸島に存在し、かつ、第三条の規定に従つて同日に提供される施設及び区域の外にあるものは、同日に日本国政府に移転する。ただし、この協定の効力発生の日前に提供された施設及び区域の外にあるものを負担することとなること等を考慮し、実施すること、アメリカ合衆国政府が復帰後に雇用の分野等において余分の費用を負担することとなることを考慮し、

4 アメリカ合衆国は、1及び2の規定に従つて日本国政府に移転する財産のうち、アメリカ合衆国政府が琉球諸島及び大東諸島の日本国への返還を千九百六十一年十一月二十一日の共同声明第八項に従つて日本国政府に移転する。たゞ、この協定の効力発生の日から五年の期間にわたり、合衆国ドルでアメリカ合衆国政府に対し総額三億二千万合衆国ドル（三二〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドル）を支払う。日本国政府は、この額のうち、一億合衆国ドル（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇合衆国ドル）をこの協定の効力発生の日以後の各年の六月に支払う。

3 アメリカ合衆国政府が琉球諸島及び大東諸島において埋め立てた土地並びに同政府がこれらの諸島において取得したその他の埋立地であつて、同政府

従つて、この協定の効力発生の日に、アメリカ合衆国に對し琉球諸島及び大東諸島における施設及び区域の使用を許す。

2 アメリカ合衆国が1の規定に従つてこの協定の効力発生の日に使用を許される施設及び区域につき、千九百六十一年一月十九日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域の使用を許す。

3 この協定の効力発生の日以後にあたり、同条1の「それらが合衆国軍隊に提供された時の状態」とは、当該施設及び区域が合衆国軍隊によって最初に使用されることとなつた時の状態をいい、また、同条2の「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

4 アメリカ合衆国との間に締結された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

5 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

6 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

7 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

8 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

9 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

10 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

11 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

12 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

13 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

14 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

15 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

16 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

17 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

18 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

19 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

20 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

21 アメリカ合衆国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約及びこの協定の適用上、「改良」には、この協定の効力発生日以前に加えられた改良を含むことが了解される。

日米防衛協力のための指針

日本国政府は、アメリカ合衆国政府が、両政府の間に締結される取扱に従じ、この協定の効力発生の日から五年の期間にわたり、沖縄島におけるヴォイス・オブ・アメリカ中継局の運営を継続することに同意する。両政府は、この協定の効力発生の日から二年後に沖縄島におけるヴォイス・オブ・アメリカの将来の運営について協議に入る。

第九条

この協定は、批准されなければならず、批准書は、東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後二箇月で効力を生ずる。

昭和五十一年七月八日に開催された日米安全保障協議委員会で設置された防衛協力小委員会は、今日まで八回の会合を行つた。防衛協力小委員会は、日米安全保障協議委員会によって付託された任務を遂行するに当たり、次の前提条件及び研究・協議事項に合意した。

1 前提条件

(1) 事前協議に関する諸問題、日本の憲法上の制約に関する諸問題及び非核三原則は、研究・協議の対象としない。

(2) 研究・協議の結論は、日米安全保障協議委員会に報告し、その取扱いは、日

米両国政府のそれぞれの判断に委ねられるものとする。この結論は、両国政府の立法、予算なし行政上の措置を義務づけるものではない。

2 研究・協議事項

(1) 日本に武力攻撃がなされた場合又はそのおそれのある場合の諸問題

(2) (1)以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合の諸問題

(3) その他（共同演習・訓練等）

防衛協力小委員会は、研究・協議を進めに当たり、日本に対する武力攻撃に際しての日米安保条約に基づく日米間の防衛協

作戦準備に関し、日米両国が整合のとれた共通の準備段階を選択し自衛隊及び米軍がそれ効果的な作戦準備を協力して行うことの確保が可能であるよう、共通の基準をあらかじめ定めておく。

この共通の基準は、情報活動、部隊の行動準備、移動、後方支援その他の作戦準備に係る事項に関して、部隊の警戒監視のための態勢の強化から部隊の戦闘準備の態勢の最大限の強化にいたるまでの準備段階を区分して示す。

自衛隊及び米軍は、それぞれ、日米両国

政府の合意によって選択された準備段階に従い必要と認める作戦準備を実施する。

1 日本は、原則として、限定的かつ小規模な侵略を独力で排除する。侵略の規模、機械等により独力で排除することが困難な場合には、米国の協力をまつて、これを排除する。

(2) 自衛隊及び米軍が日本防衛のための作戦を共同して実施する場合には、双方は、相互に緊密な調整を図り、それぞれの防衛力を適時かつ効率的に運用する。

1 作戦構想

自衛隊は主として日本の領域及びその周辺海空域において防護作戦を行い、米軍は自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力の及ばない機能を補完するための作戦を実施する。

衛力を保有するとともに、その最も効率的な運用を確保するための態勢を整備・維持し、また、地位協定に従い、米軍による在日施設・区域の安定的かつ効果的な使用を確保する。また、米国は、核抑止力を保持するとともに、即応部隊を前方展開し、及び来援し得るその他の兵力を保持する。

2 日米両国は、日本に対する武力攻撃がなされた場合に共同対処行動を円滑に実施し得るよう、作戦、情報、後方支援等の分野における自衛隊と米軍との間の協力態勢の整備に努める。

このため

(1) 自衛隊及び米軍は、日本防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に共同して実施するため、共同作戦計画についての研究を行う。また、必要な共同演習及び共同訓練を適時実施する。

更に自衛隊及び米軍は、作戦を円滑に共同して実施するため作戦上必要と認める共同の実施要領をあらかじめ研究し、準備しておく。この実施要領には、作戦、情報及び通信電子活動に関する事項が含まれる。また、通信電子活動は指揮及び連絡の実施に不可欠であるので、自衛隊及び米軍は、通信電子活動に關しても相互に必要な事項を共同して実施するため作戦上必要と認める共同の実施要領をあらかじめ研究し、準備しておこう。

(2) 自衛隊及び米軍は、日本防衛に必要な情報を作成し、交換する。自衛隊及び米軍は、情報の交換を円滑に実施するため、交換する情報の種類並びに交換の任務に当

たる自衛隊及び米軍の部隊を調整して定めておく。また、自衛隊及び米軍は、相互間の通信連絡体系の整備等所要の措置を講ずることにより緊密な情報協力態勢の充実を図る。

(3) 自衛隊及び米軍は、日米両国がそれぞれ自國の自衛隊又は軍の後方支援について責任を有するとの基本原則を踏まえつつ、適時、適切に相互支援を実施し得るよう、補給、輸送、整備、施設等の各機能について、あらかじめ緊密に相互に調整し又是研究を行う。この相互支援に必要な細目は、共同の研究及び計画作業を通じて明らかにされる。特に、自衛隊及び米軍は、予想される不足補給品目、数量、補完の優先順位、緊急取得要領等についてあらかじめ調整しておくとともに、自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の経済的かつ効率的な利用のあり方について研究する。

I 日本に対する武力攻撃に際しての

対処行動等

1 日本に対する武力攻撃がなされるおそれがある場合

日米両国は、連絡を一層密にして、それ所要の措置をとるとともに、情報の変化に応じて必要と認めるときは、自衛隊と米軍との間の調整機関の開設を含め、整合のとれた共同対処行動を確保するために必要な準備を行う。

自衛隊及び米軍は、それぞれが実施する

力のあり方について日本政府の基本的な構想を聴取し、これを研究・協議の基礎として作業を進めるとした。防衛協力小委員会は、小委員会における研究・協議の進捗を図るため、下部機構として、作戦、情報及び後方支援の三部会を設置した。これらの部会は、専門的な立場から研究・協議を行つた。更に、防衛協力小委員会は、その任務内にあるその他の日米間の協力に関する諸問題についても研究・協議を行つた。

防衛協力小委員会がここに日米安全保障協議委員会の了承を得るため報告する「日米防衛協力のための指針」は、以上のような防衛協力小委員会の活動の結果である。員会は、小委員会における研究・協議の進行に伴い、下部機構として、作戦、情報及び後方支援の三部会を設置した。これらの部会は、専門的な立場から研究・協議を行つた。更に、防衛協力小委員会は、その任務内にあるその他の日米間の協力に関する諸問題についても研究・協議を行つた。

防衛協力小委員会がここに日米安全保障協議委員会の了承を得るため報告する「日米防衛協力のための指針」は、以上のような防衛協力小委員会の活動の結果である。

II 日米防衛協力のための指針

この指針は、日米安保条約及びその関連取扱に基づいて日米両国が有している権利及び義務に何ら影響を与えるものと解されなければならない。

この指針が記述する米国に対する日本の便宜供与及び支援の実施は、日本の関係法令に従うことが了解される。

I 傀略を未然に防止するための態勢

1 日本は、その防衛政策として自衛のため必要な範囲内において適切な規模の防備をあらかじめ定めておく。

この共通の基準は、情報活動、部隊の行動準備、移動、後方支援その他の作戦準備に係る事項に関して、部隊の警戒監視のための態勢の強化から部隊の戦闘準備の態勢の最大限の強化にいたるまでの準備段階を区分して示す。

自衛隊及び米軍は、それぞれ、日米両国

自衛隊及び米軍は、陸上作戦、海上作戦及び航空作戦を次のとおり共同して実施する。

る。

(a) 陸上作戦

陸上自衛隊及び米陸上部隊は、日本防衛のための陸上作戦を共同して実施する。

陸上自衛隊は阻止、持久及び反撃のための作戦を実施する。

(b) 海上作戦

海上自衛隊及び米海軍は、周辺海域の防衛のための海上作戦及び海上交通の保護のための海上作戦を共同して実施する。

海上自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備のための作戦並びに周辺海域における対潜作戦、船舶の保護のための作戦その他の作戦を主体となって実施する。

米海軍部隊は、海上自衛隊の行う作戦を支援し、及び機動打撃力を有する任務部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力を擊退するための作戦を実施する。

(c) 航空作戦

航空自衛隊及び米空軍は、日本防衛のための航空作戦を共同して実施する。

航空自衛隊は、防空、地上侵攻阻止、対地支援、航空偵察、航空輸送等の航空作戦を実施する。

米空軍部隊は、航空自衛隊の行う作戦を支援し、及び航空打撃力を有する航空部隊の使用を伴うような作戦を含め、侵攻兵力の作戦を実施する。

を緊急するための作戦を実施する。

(d) 陸上作戦、海上作戦及び航空作戦を実施するに当たり、自衛隊及び米軍は、情報を、後方支援等の作戦に係る諸活動について必要な支援を相互に与える。

2 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下に、それぞれの指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、整合のとれた作戦を共同して効果的に実施することができるよう、あらかじめ調整された作戦運用上の手続に従って行動する。

3 調整機関

自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、調整機関を通じ、作戦、情報及び後方支援について相互に緊密な調整を図る。

4 情報活動

自衛隊及び米軍は、それぞれの情報組織を運営しつつ、効果的な作戦を共同して遂行することに資するため緊密に協力して情報活動を実施する。このため、自衛隊及び米軍は、情報の要求、収集、処理及び配布の各段階につき情報活動を緊密に調整する。自衛隊及び米軍は、保全に関しそれぞれ責任を負う。

5 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米両国間の関係取扱いに従い、効率的かつ適切な後方支援活動を緊密に協力して実施する。

このため、日本及び米国は、後方支援の各機能の効率性を向上し及びそれぞれの能

力不足を軽減するよう、相互支援活動を次のとおり実施する。

(a) 補給

米国は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(b) 輸送

日本及び米国は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動を緊密に協力して実施する。

(c) 整備

米国は、米国製の品目の整備であって日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援する。整備支援には、必要な整備要員の技術指導を含める。関連活動として、日本は、日本国内におけるサルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を与える。

(d) 施設

米軍は、必要なときは、日米安保条約及びその関連取扱に従って新たな施設・区域を提供される。また、効率的かつ経済的な使用を向上するため自衛隊の基地及び米軍の施設・区域の共同使用を考慮することが必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同

条約及び取扱に従って、共同使用を実施する。



■ 日本以外の極東における事態
で日本の安全に重要な影響を
与える場合の日米間の協力

日本以外の極東における事態で日本の安全に重要な影響を与える場合に日本が米軍に対して行う便宜供与の方は、日米安保条約、その関連取扱、その他の日米間の関係取扱及び日本の関係法令によって規定される。日米両政府は、日本が上記の法的枠組みの範囲内において米軍に対し行う便宜供与のあり方について、あらかじめ相互に研究を行う。このような研究には、米軍による自衛隊の基地の共同使用その他の便宜供与のあり方に關する研究が含まれる。

＝ × モ ＝

日本国憲法

前文

日本國民は、正當に選舉された國會における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸國民との協和による成果と、わが國全土にわたつて自由のもたらす惠澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の慘禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、その福利は國民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本國民は、恒久の平和を念願し、人間相互の關係を支配する崇高な理想を深く自覺するのであつて、平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸從、壓迫と偏狹を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社會において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の國民が、ひとしく恐怖と缺乏から免かれ、平和のうちに生存する權利を有することを確認する。

われらは、いづれの國家も、自國のことのみに専念して他國を無視してはならないのであつて、政治道德の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主權を維持し、他國と對等關係に立たうとする各國の責務であると信ずる。

日本國民は、國家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第九條 日本國民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠實に希求し、國權の發動たる戰爭と、武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦權は、これを認めない。



鈴木善幸総理大臣とロナルド・レーガン 大統領との間の共同声明

(一九八一年＝昭和五十六年五月八日)

(1) 鈴木総理大臣夫妻は、米国政府の招待により、五月四日から九日まで、米国を公式訪問した。鈴木総理大臣とレーガン大統領は、五月七日及び八日の両日ワシントンにおいて会談し、現下の国際情勢及び日米関係につき抱負かつ充実した検討を行った。両者は、世界の平和と繁栄を目指し、緊密に協力してゆくことを約した。総理大臣と大統領は、日米両国間の同盟関係は、民主主義及び自由という両国が共有する価値の上に築かれていることと認め、両国間の連帯、友好及び相互信頼を再確認した。

(2) 総理大臣と大統領は、ソ連の軍事力増強並びにアフガニスタンへの軍事介入及びその他の地域における行動にみられる第三世界におけるソ連の動きに対し憂慮の念を示した。両者は、ソ連のアフガニスタンへの介入が認めできないものであり、ソ連軍の即時無条件全面撤退が実現されるべきであるとの立場を再確認した。両者は、ボーランドの問題は外部からのいかなる干渉にもよることなく、ボーランド国民自身により解決されるべきであり、ボーランドに対するいかなる介入も世界平和に深刻な影響を与えるものであるとの考えをあらためて述べた。両者は、ボーランドへの介入が起きた場合には、西側先進民主主義諸国は、協力し、協調した政策を遂行すべきであるとの点で意見の一一致をみた。

(3) 総理大臣と大統領は、アジアの平和と安定に対する双方の関心を確認し、協力関係をそれぞれ引き継ぎ拡大してゆくこと、

——日本を含む東アジアの平和と安全にとって重要なあるものとして朝鮮半島における平和の維持を促進すること、

——アセアンの連帯及びその構成国がより大きな強じん性と発展を追求することを助けるため引き続き協力をを行うこと、

につき意見の一一致をみた。

総理大臣と大統領は、在韓米地上軍を維持するとの大統領の決定及び本年一月の総理大臣のアセアン諸国訪問に最近みられたように、この関連で日米各々が果してい

るそれぞれの役割を高く評価した。

両者は、インドシナの永続的平和回復のため、国連安全保障問題の早期かつ包括的政治解決が行われることが重要であることに意見の一一致をみた。

(4) 総理大臣と大統領は、由近東、ながんずく湾岸地域の平和と安全の維持が、全世界の平和と安全にとり極めて重要であることを確認した。両者は、同地域の安全がぜい弱な状況にあることに直面しての米国の確固たる努力が安定を回復することに貢献していること、及びそれにより日本を含む多くの諸国が裨益していくことにつき意見の一一致をみた。両者は、また、同地域の安全を強化するため、包括的中東和平達成のための過程がさらに促進されるべきことについて意見の一一致をみた。

(5) 総理大臣と大統領は、国際情勢の検討の過程で、世界の他の地域に種々の不安定要因が存在することに留意し、特に、アフリカ及び中米の一部地域において、平和と安定に影響を及ぼす事態が存在することにつき、懸念を表明した。

(6) 総理大臣と大統領は、眞の意味での軍備管理及び軍縮に向けた国際的努力が世界の平和と安定を前進させ、国際問題における自制と責任を助長し、また、西側全体の安全を促進する上で果たすべき役割を認めた。

(7) 総理大臣は、先進民主主義諸国は、西側全体の安全を総合的に図るために、世界の政治、軍事及び経済上の諸問題に対し、共通の認識を持ち、整合性のとれた形で対応することが重要であるとの考え方述べた。

総理大臣と大統領は、すべての西側先進民主主義諸國がこそ平和と安全に対するこれらの国際的挑戦に対処するに当たり、防衛、世界経済の改善、第三世界に対する経済協力、及び相互に補強し合う外交活動の分野において、一層の努力を行う必要があることを認めた。

(8) 総理大臣と大統領は、日米相互協力及び安全保障条約は、日本の防衛並びに極東における平和及び基本的な防衛政策に従って、日本の領域及び周辺海・空域において適切な役割の分担が望ましいことを認めた。総理大臣は、日本は、自主的にかつその憲法及び基本的な防衛政策に従って、日本の領域及び周辺海・空域において、安全保全問題に関するなお一層実り多い両国間の対話に対する期待を表明した。この関連で、両者は、六月に予定されている大臣レベル及び事務レベル双方での日米両国政府の代表者による安全保障問題に関する会合に期待した。

(9) 総理大臣と大統領は、先進工業国と開発途上国との間の関係の重要性につき意見の一一致をみた。両者は、各種の手段、特にオタワ及びメキシコで予定されている討議を通じ、南の諸国との関係に対処するに当たり建設的な進展を得られることに対する期待を表明した。

両者は、世界の平和と安定の維持のためには開発途上国との政治的、経済的及び社会的安定が不可欠であることを確認した。総理大臣は、日本政府が新中期目標の下で政府開発援助の拡充に努め、また、同政府が世界の平和と安定の維持のために重要な地域に対する援助を強化してゆくと述べた。

(10) 総理大臣と大統領は、世界経済が直面している諸問題について討議した。この関連において、両者は、多くの諸概念を表明するとともに、日米両国がガット体制に具現する上での主要な議論が果している役割を高く評価した。

両者は、また、インドシナ、アフガン及びアフリカの難民に対する援助を通じ、国際的不安定の犠牲者を今後とも支援してゆくと述べた。

(11) 総理大臣と大統領は、世界経済が直面している諸問題について討議した。この関連において、両者は、多くの諸概念を表明するとともに、日米両国がガット体制に具現する上での主要な議論が果している役割を高く評価した。

両者は、また、インドシナ、アフガン及びアフリカの難民に対する援助を通じ、国際的不安定の犠牲者を今後とも支援してゆくと述べた。

(12) 総理大臣と大統領は、日米経済関係の長期的な発展に資する諸提言が盛られている日米経済関係グループの報告書を高く評価した。両者は、両国政府がこれらの種々の提言について可能なものの実施に取り組むべきであることをつき意見の一一致をみた。両者は、また、これらの提言が日米界人会議等の場で検討されるよう希望を表明した。

(13) 総理大臣と大統領は、日米高級事務レベル会議を含む種々の場を通じての対話の重要性を再確認した。他方、両者は、世界の増大するエネルギー需要に対応するためには、適切な保障措置の下で今後益々原子力の果たすべき役割が

(14) 総理大臣と大統領は、核兵器の拡散防止の死活的重要性にかんがみ、引き続きそのための国際的な努力を推進してゆく必要があることを再確認した。

総理大臣と大統領は、エネルギー問題が世界経済の健全な発展にとって引き続き重大であることに留意し、日本米両国が他の先進工業国とともに、エネルギー生産の増大、代替エネルギーの開発・利用の促進及びエネルギーの節約等の分野においてさらに努力することが必要であることを再確認した。

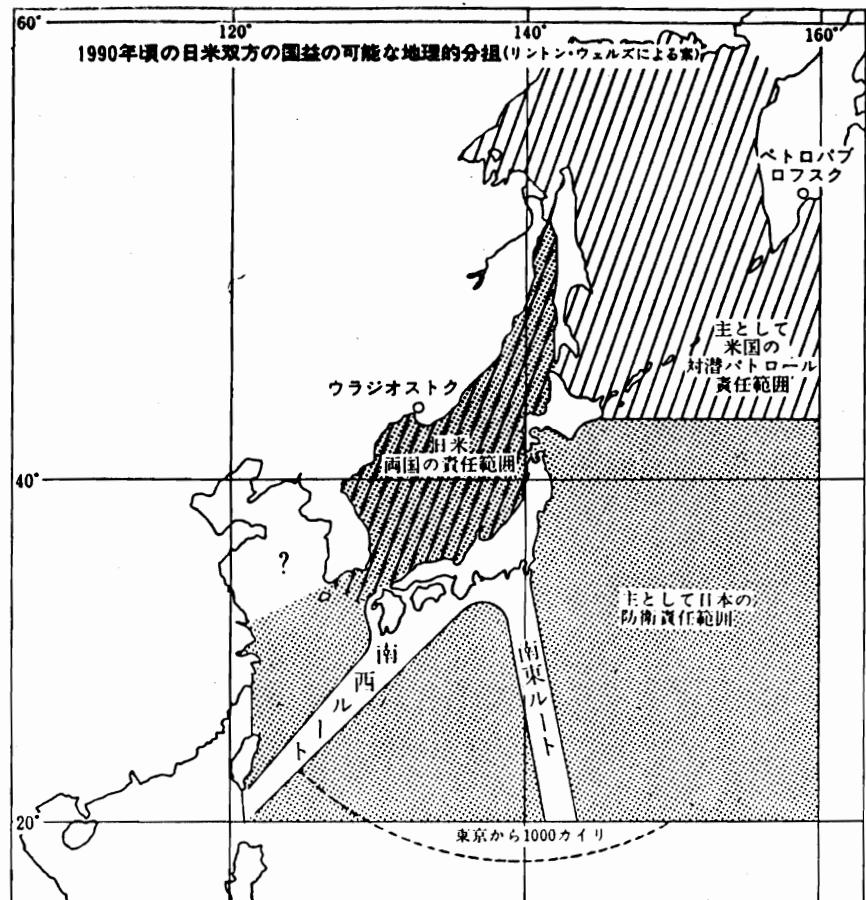
両者は、日米高級事務レベル会議を含む種々の場を通じての対話の重要性を再確認した。他方、両者は、

世界の増大するエネルギー需要に対応するためには、適切な保障措置の下で今後益々原子力の果たすべき役割が

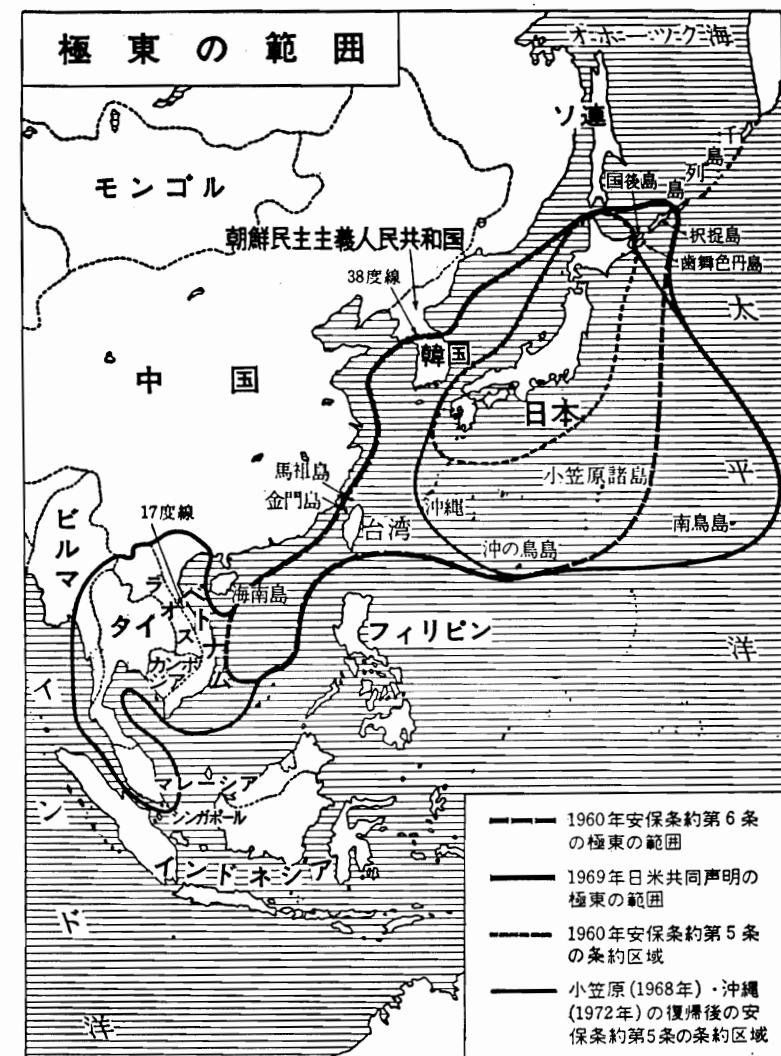
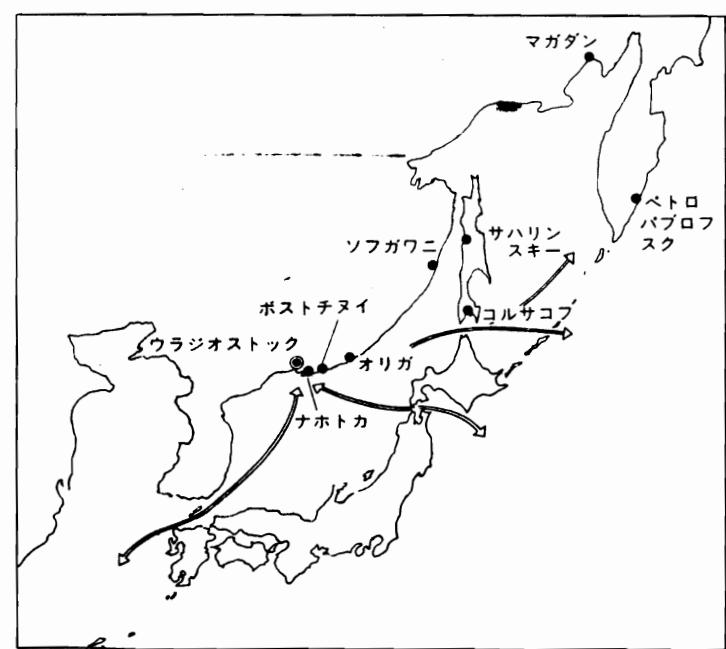
あることを再確認した。

総理大臣と大統領は、核兵器の拡散防止の死活的重要性にかんがみ、引き続きそのための国際的な努力を推進してゆく必要があることを再確認した。

総理大臣と大統領は、世界経済の安定と発展を確保する上で、主要国首脳会議が果している役割を高く評価した。



ソビエト海軍主要基地



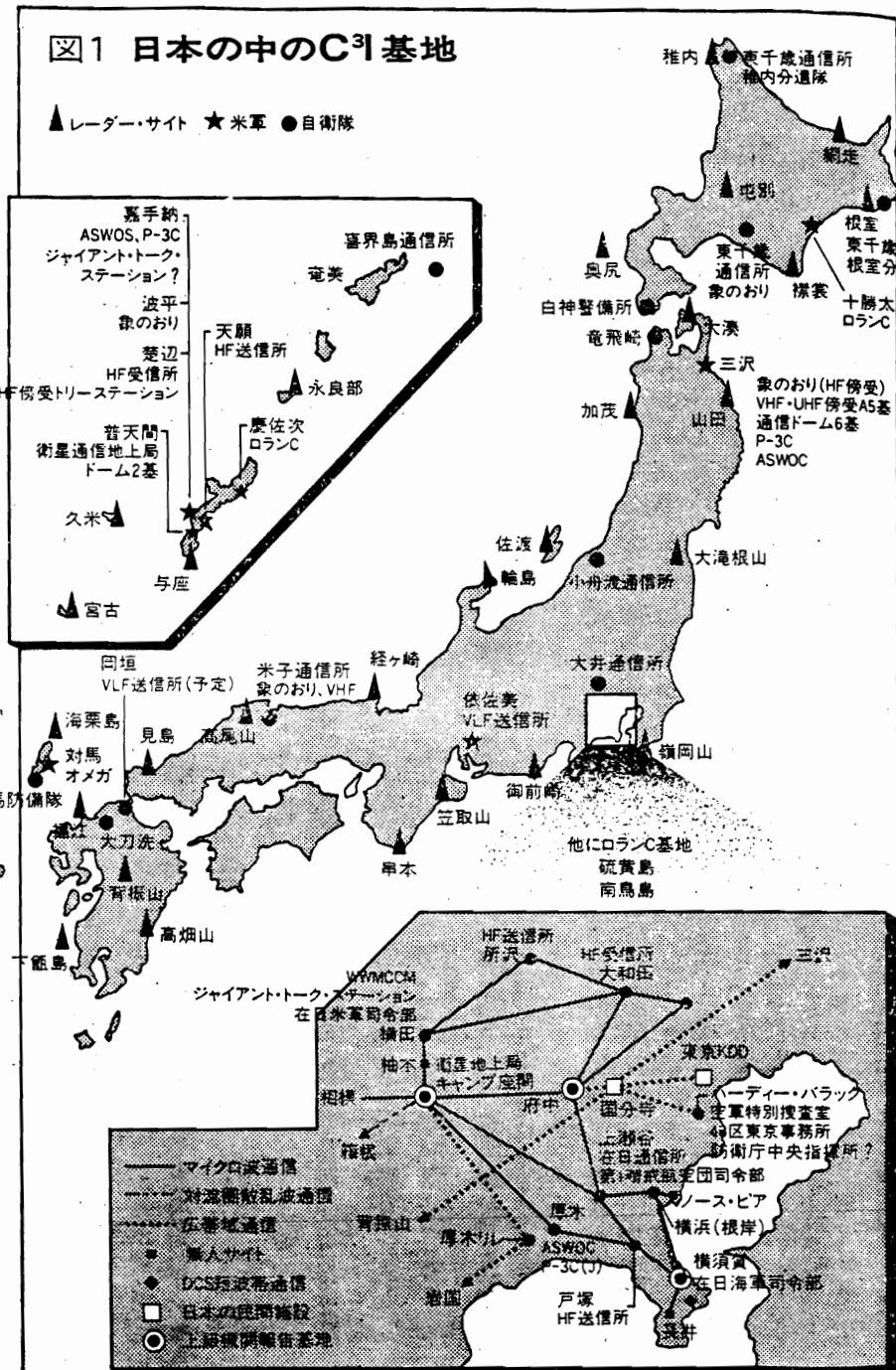


「世界」85年2月号
白書「核戦争と自衛隊」より

C³Iシステム

- | | |
|---|------------------------------|
| { | 指揮 Command (コマンド) |
| | 管制 Control (コントロール) |
| | 通信 Communication (コミュニケーション) |
| | 諜報 Intelligence (インテリジェンス) |

— 41 —



当時の軍首脳の語る

朝日
850422

作業・戦略上で難点

に特別なことをするのは、米国
の世界戦略上、好ましくない、
との点からも、積み替え案は
「到底、現実的ではない」と
して最終的に選択されたとい
う。

七〇年代以降は、積み替えが
検討されたことはなく、「いか
なる場合にも、個々の艦船につ
いて核の存否は明らかにしな
い」という米政府の政策は不動
のものとされた。その結果、最
近のニュージーランドの米艦寄
港拒否や、アイスランドの核艦
拒否、中国への米艦の寄港の問
題でも、この政策が貫かれるこ
とにつながっている、と元高官
らは指摘している。

米国の元政府高官が、核廃止
議がない以上、核は持ち込まれ
ない、という政府の見解
は、何の変更する必要はない」
と述べた。

政府見解に変更ない
外務省筋
過去と並行してきた、と申じ
ておいたところにて、外務省
筋は二千日、「米側から事前協
議がない以上、核は持ち込まれ
ない」という政府の見解
は、何の変更する必要はない」
と述べた。

【ワシントン二十日】岩村特派員】ニュージーランドの米艦寄港拒否をきっかけに、核兵器積載可能な艦船の寄港問題が波紋を広げているが、米原子力艦の日本寄港が始まって、日本国内の反核運動が高まつた六〇年代に、核廃止の寄港に際して事前に核兵器を日本以外の基地や洋上の他の艦船に移す案が米政府内で検討されたが、結局は、作業が難しく、戦略上も不適当、と断念されたことが、當時の軍首脳や、元政府高官らの話で「二十日までに明らかになつた。その後、積み替えが検討されたことはない」とい、日本寄港のために核を下ろさないことはあり得ないことが明確になった。「事前協議がない以上、核は持ち込まれない」として、日本政府の立場に改めて強い疑問を投げかけざることになつた。

米艦寄港と核の持ち込みをめぐつては、八一年五月にライシヤー元駐日大使が、核を積んだ米艦が日本に寄港したことがあ

る、と指摘。それに先立つ七年九月には、米海軍の核積載艦は、ドックで修理を受ける時以外、核兵器を下ろすことはない、としたラロック退役海軍少将の米議会での証言があつた。

今回の指摘は、当時の軍首脳らが、初めて、これらの発言を裏付けた形となつた。

それによると、六〇年代を通じて、ホワイトハウスの国家安全保障会議や国防総省と國務省、ハワイの太平洋軍司令部など、検討会が何度も開かれた。これらの中で、日本の国民の反核感情や反核運動に対処するにはどうしたらいいかが取り上げられ、その一環として、寄港に際して事前に核兵器を積み替える案が何回か検討された。しかし、米艦船の動向は、ソ連の偵察機や潜水艦などに監視

されてゐる可能性が高いため、他の基地や、洋上で積み替えによつて、ソ連側に核の存在が

漏洩する恐れが強い、とさへ指摘された。積密装備である核兵器をもかかることが判明しており、これは難しいことが指摘された。こ

れらに加えて、ある一国のため

は、技術的には可能でも、作業

は難しいことが指摘された。この結果、最近のニュージーランドの米艦寄港拒否や、アイスランドの核艦拒否、中国への米艦の寄港の問題でも、この政策が貫かれることがつながっている。

経費、5年で19兆円

朝日 850428

59中業主導の改革始まる

新たに地対艦ミサイル 陸自
P3Cと護衛艦を増強 海自
地対空パトリオット化 空自

地対艦ミサイル(SSM1)	3.5個隊	(一)
戦車(74式と新型)	約260両	(373両)
対戦車ヘリ(AH1S)	約40機	(43機)
輸送ヘリ(CH47)	約30機	(16機)
護衛艦	12隻	(14隻)
潜水艦	5隻	(6隻)
P3C対潜哨戒機	約55機	(50機)
掃海ヘリ	12機	(12機)
F15戦闘機	約65機	(75機)
トロトロオット化機	6個群	(討) (1機)
E2C早期警戒機	4機	

防衛庁案は、量的には「防衛計画の大綱」(五一年閣議決議)カッコ内は56中業

年度に主要装備についての同年度案を固めた。陸上自衛隊は師団を改編・近代化し、地対艦ミサイル部隊を新設する。海上自衛隊はP3C対潜哨戒機を百機体制に増強、護衛艦も六十隻を超える体制とする。航空自衛隊はF15戦闘機を一個飛行隊増やして七個飛行隊にし、地対空ミサイル部隊をすべて旧式のナイキから新型のパトリオットに替える、という内容。連休明けから大蔵省との調整作業に入るが、防衛庁案では人件費などを含めた五年間の防衛費は十九兆円(十九兆五千億円)(六十年度価格)になると見られ、同期間中の国民総生産(GNP)見込みの一%に当たる十七兆七千億円を突破するのは確実だ。

防衛庁案は、量的には「防衛計画の大綱」(五一年閣議決議)カッコ内は56中業

年度に主要装備についての同年度案を固めた。陸上自衛隊は師団を改編・近代化し、地対艦ミサイル部隊を新設する。航空自衛隊はF15戦闘機を百機体制に増強、護衛艦も六十隻を超える体制とする。海上自衛隊はP3C対潜哨戒機を百機体制に拡充、すでに入手、発注済みの五十機に加え約五十五機(予備機を含む)を上積みする。

航空自衛隊はF15戦闘機を從来計画の六飛行隊から七飛行隊に増やし、このうち三飛行隊はスクランブル回数の増加などに応じて編成定数を十八機から二十二機に増やす。従来計画で六機構想を四・五個隊に増強し、不足分約四十機を導入、有りの部隊移動のため輸送ヘリコプターも増強する。

海上自衛隊では護衛艦十二隻を建造する計画。現在、護衛艦はF15は百五十五機体制が考えられてきたが、新編成では約百九十九機が必要となり、未発注分も含め約六十五機が五十九中業で購入されることになる。平面、四飛行隊構想だったF4EJ戦闘機は、改修期を迎えるとともに、三飛行隊に縮小する。

E2C早期警戒機は四機増やし十二機体制に。地対空ミサイルは六十年度から旧式のナイキに替えて、パトリオットの採用が決まりたが、五九年中業で六萬射撃

度あり、差引き六十三隻体を建造する予定だ。海上幕僚監部はF4EJ戦闘機は、改修期を迎えるとともに、三飛行隊に縮小する。

E2C早期警戒機は四機増やし十二機体制に。地対空ミサイルは六十年度から旧式のナイキに替えて、パトリオットの採用が決まりたが、五九年中業で六萬射撃

隊(計約百四十両)を削減、かわりに北海道に駆逐艦を増設する。

また、北方監視の立場から昭和三十六年以来の師団の改編に着手し、北海道以外の八個師団

のうち対空ミサイル護衛艦(DDG)二隻を、米国が導入してくるエイクス艦(飛行機)、F-1支援戦闘機の後継(FS)Xは、五六中業で二十四機導入が計画されていたが、F-1の

飛行可能時間が延びたため、五九年中業での導入は見送り、国庫を

沖縄戦全体の様相を生々しく

映画「戦場ぬ童」を見る

芝 憲子

映画「戦場ぬ童」をみる

沖縄戦の記録映画「戦場ぬ童」で、住民を過ぎない、弱者が犠牲になつた戦争の実態がよく見ました。国内で唯一の地上戦が行われた沖縄ですが、記録映画には、今まで、土地闘争や復帰闘争の映画に断片的にどらあげられたくらじで、冲縄戦そのものを中心にしたものはあまりませんでした。劇映画も、今井正監督の「ひめゆりの塔」だけだといま

す。

現在の沖縄とのつながりを考える。この映画は短いながら、沖縄戦全体の模相をよくまとめています。今所、フィルムを見て、迫力があります。子を、撮ったそのまま、編集せしめたアメリカから買つたフィルムを、カンバを集めています。二つイート運動といふのは、米軍が沖縄戦を記録したフィルムを、カバンを集中してアメリカから買つたのです。

「震えていた子」

監督 橋 祐典

監督 橋 祐典

監督 橋 祐典

監督 橋 祐典

それが例え、ほんの数秒のカットでも、心に焼きついて離れない映像があります。二つイート運動が入手した、沖縄戦の大星な記録フィルムの中にも、そんな幾つかのカットがあります。それは戦争の恐怖にさらされ、傷つき生き残った子ども達の姿でした。なかでも、私に強い衝撃を与えたのは、ドブネズミのようになつた身体を、ガタガタと震わせ、キヤメラのレンズを、怯えた眼でじっと見上げる幼い子どもの、なんとも云えない表情でした。泣き出したいのを一生懸命こらえているのか、大声で叫びだしたいのか、その子の体験したであろう、戦場での異常な世界が強烈に迫つて来ました。

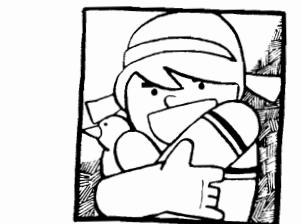
その子ども達が撮影されてから四〇年。今また同じ土地で、緑の山肌を一五五ミリ砲の実弾がえぐり、白い花を咲かせたキビ畑には、米軍のバラシュー部隊が平然と降下しています。

この現実を目にしたら、あの震えていた子は、もう黙つてしまいでしょう。

二つの戦場

台詞 嶋 津与志

ボンジュール……
生れて初めて、この一月に、ヨーロッパに行ってきました。



「戦場ぬ童」の一場面



「戦場ぬ童」の一場面

大きな衝撃力に
戦争を認識する

「一番印象に残るのは、腕をけがして座っている少女の写真と、その少女（玉那覇さん）が四十年たった今、成人して語るところです。」大きな爆弾が私の右手にあたって三日後に母は出血多量で亡くなりました。ある田畠が

の語りつけられ、消えるほどしながら頭がい骨をなげるのない沖縄戦の爪（つめ）跡人、ハ工がたつた死体を、耳について離れません。たれで山をすり落わる死体、たれで「ござりまして」と十六人も身

が次々にあらわれます。通信ガタガタ震える子供、手足の核の話を聞くのをもたらしました。高校生や若い人々にも好評でした。自分の地域でもこのようないいをもらひ、と相談する人もいまして。この映画は戦争といふものに認識する大きな衝撃力に

ですね。あら、絶対戦争というものは起じじてはいけないんですね」最後のこのことばが耳について離れません。驚きました。更におどろいた先日、私の周囲の人々が中止になりました。

（詩人）

若い「あなた」への手紙

語り 北島 角子

生まれて初めて、この一月に、ヨーロッパに行ってきました。フランスでは、三百年前もたつた建物が整然としており、その中には現代人、つまり、あなたや私の様に、今を生きている人達が歴史と共に生活をしている……驚きました。更におどろいたのは、イタリアでは、「二千年前も昔の建物にも、人々が暮らしているのです。何千年、何百年は、その国の人々にとって、決して昔のことではなく、親から子へ、子から孫へと、きちんと手渡され、そして受けとめて、現代を生きているのです。それに比べ、あなたや、私の周りはどうでしょうか。見て来たヨーロッパから云えば、たったの四十年前の出来事（戦争）なのに、

「昔の事ではないか」、「又戦争の話か」、「今の自分達には関係ない」と、そんな声をよく聞きます。昨日も、今日も、遺骨収集が行われました。本当に昔の事なのでしょうか。溝を掘る度に、井戸をぼる毎に、道路工事、家の新築等々、その度毎に小銃弾から、二〇〇・五〇〇・爆弾迄ゾロゾロ。そして、撤去作業にともない、周辺の人達は避難しなくてはならない。これが昔の事なのでしょうか。

沖縄に落とした爆弾を処理するのに、後六〇年はかかると云われているから、あなたも、私も、その爆弾の上に暮らしているかも知れませんね。それでも四〇年は昔の事と云つていいのです。ヨーロッパに行った事で（トコロは寂しくなつたけど）自分がどうか。もつとも身近で、共通の日本の歴史を若いあなたも知つて欲しい。そして、本当の平和を自分達のものにしましよう。

私もその時代を生きて来た一人として、娘に話して居ります。ヨーロッパに行つた事で（トコロは寂しくなつたけど）自分の足元を見る事が出来、本当に良かったと思っています。何時かあなたも、自分を知るために外をみて、うつしやい、あら、ちょっとおもしやべりが過ぎたかな。いやーね、お元気で。お便りします。

(朝日
85
4
11
付)

最高は死刑に
スパイ防止法
自民案まとまる
農党は九日、外務、國防
法務関係部会・調査会の合同会
議で、党安全保険調査会法等
備に関する小委員会（幹事會小
委員長）がまとめた「國家機密
に係るスパイ防止法案（試案）」
を了承した。議員立法を目指
し、近く政調審議会など（機関
にかける方針だ。
今回のスパイ防止法案は、こ
れまで党内で検討されてきた第
一次、第二次両案を修正したもの
で、①防衛上秘匿することを要
する外交機密を保護の対象に盛
り込んだ②最高刑を両案の「懲
役十五年」から「死刑または無
期懲役」に変更した――などが
特徴だ。

国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案（試案）

（目的）

第一条 この法律は、外国のために国家秘密を探知し、又は収集し、これを外国に通報する等のスパイ行為等を防止することにより、我が国の安全に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「国家秘密」とは、防衛及び外交に関する別表に掲げる事項ならびにこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、我が国の防衛上秘匿することを要し、かつ、公になっていないものをいう。

（国家秘密保護上の措置）

第三条 国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、国家秘密について、標記を付し、関係者に通知する等国家秘密の保護上必要な措置を講ずるものとする。

2. 前項の措置を講ずるに当り、国家秘密を取り扱う国の行政機関の長は、国家秘密を他の行政機関以外の者に取り扱わせる場合には、これを取り扱う者に対し国家秘密であることを周知させるための特別な配慮をしなければならない。

（罰則）

第四条 次の各号の一に該当する者は、死刑又は無期懲役に処する。

一 外国（外国のために行動する者を含む。以下この条、次条及び第六条において同じ。）に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせたもの

第五条 次の各号の一に該当する者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、又は不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者で、その探知し、又は収集した国家秘密を外国に通報したもの

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を外国に通報したもの

三 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報して、我が国の安全を著しく害する危険を生じさせた者

第六条 次の各号の一に該当する者は、二年以上の有期懲役に処する。

一 外国に通報する目的をもって、国家秘密を探知し、又は収集した者

二 前条第一号又は第二号に該当する者を除き、国家秘密を外国に通報した者

第七条 次の各号の一に該当する者は、十年以下の懲役に処する。

一 不当な方法で、国家秘密を探知し、又は収集した者

二 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を他人に漏らしたもの

第八条 前条第二号に該当する者を除き、国家秘密を他人に漏らした者は、五年以下の懲役に処する。

第九条 第五条（同条第三号に係る部分を除く。）及び前三条の未遂罪は、罰する。

第十条 国家秘密を取り扱うことを業務とし、又は業務としていた者で、その業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らしたものは、二年以下の禁固又は二十万円以下の罰金に処する。

2 前項に該当する者を除き、業務により知得し、又は領有した国家秘密を過失により他人に漏らした者は、一年以下の禁固又は十万円以下の罰金に処する。

第十一条 第五条（同条第三号に係る部分は除く。）の罪の予備又は陰謀をした者は、十年以下の懲役に処する。

2 第六条の罪の予備又は陰謀をした者は、七年以下の懲役に処する。

3 第七条の罪の陰謀をした者は、五年以下の懲役に処する。

4 第八条の罪の陰謀をした者は、三年以下の懲役に処する。

5 第五条（同条第三号に係る部分は除く。）の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第一項と同様とし、第六条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第二項と同様とし、第七条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、第

三項と同様とし、第八条の罪を犯すことを教唆し、又はせん動した者は、前項と同様とする。

6 前項の規定は、教唆された者が教唆を実行した場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）総則に定める教唆の規定の適用を排除するものではない。
(自首減免)

第十二条 第六条第一号、第七条第一号、第九条又は前条第一項から第四項までの罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。

(国外犯)

第十三条 第四条から第十条まで及び第十二条第一項から第五項までの罪は、刑法第二条の例に従う。

(この法律の解釈適用)

第十四条 この法律の適用に当たっては、これを拡張して解釈して、国民の基本的人権を不当に侵害するようなことがあってはならない。

付 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

別表（第二条関係）

一 防衛のための態勢に関する事項

イ 防衛のための態勢、能力若しくは行動に関する構想、方針若しくは計画又はその実施の状況

ロ 自衛隊の部隊の編成又は装備

ハ 自衛隊の部隊の任務、配備、行動又は教育訓練

ニ 自衛隊の施設の構造、性能又は強度

ホ 自衛隊の部隊の輸送、通信の内容又は暗号

ヘ 防衛上必要な外國に関する情報

二 自衛隊の任務の遂行に必要な装備品及び資材に関する事項

イ 艦船、航空機、武器、通信器材、電波器材その他の装備品及び資材（以下「装備品等」という。）の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術、使用の方法又は品目及び数量

ロ 装備品等の研究開発若しくは実験の計画、その実施の状況又はその成果

三 外交に関する事項

イ 外交上の方針

ロ 外交交渉の内容

ハ 外交上必要な外國に関する情報

ニ 外交上の通信に用いる暗号

自民党第三次案（84年8月発表）との対比

第二条（定義） この法律において「国家秘密」とは、別表に掲げる事項及びこれらの事項に係る文書、図画又は物件で、これが漏れることにより我が国の安全が害されるおそれがあり、かつ、公になっていないものをいう。

（削除）

付則2（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の廃止）

同3（日米相互援助協定等に伴う秘密保護法の廃止に伴う経過措置）

別表三、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基づきアメリカ合衆国政府から供与された情報で装備品の構造、性能若しくは製作、保管若しくは修理に関する技術又は使用の方法にかんするもの。

